

第4回 名張市立地適正化計画策定検討委員会 会議録（概要）

- (1) 会議名：第4回 名張市立地適正化計画策定検討委員会
- (2) 開催日時：令和5年5月23日（火）午後2時00分～午後3時58分
- (3) 開催場所：名張市役所3階 304会議室
- (4) 出席した者の職、氏名

委員会委員

委員長	久	隆浩
副委員長	出口	義治
	川口	佳秀
	秋元	真奈美
	玉置	玉義
	中平	恭之
	井上	隆稔
	高波	秀彦
	小野	明子
	浅田	昌博

事務局

都市計画室室長	喜多 一輝
同室係長	寺本まり子

- (5) 事項及び会議の公開又は非公開の別
1. 立地の適正化に関する基本的な方針等の確認（新総合計画との整合性の確認等）
 2. 誘導区域の検討（前回の続き）
 3. 誘導施策、目標値の検討
 4. 防災指針の検討（前回の続き）

会議は公開

- (6) 傍聴人の数
0名
- (7) 発言の内容
別紙のとおり
- (8) その他審議会が必要と認める事項
なし

第4回 名張市立地適正化計画策定検討委員会 議事録

日時：令和5年5月23日（火）

午後2時00分から午後3時58分

場所：名張市役所3階304会議室

【議長】

それでは私の方で、進行を引き継いでまいりたいと思います。名張市都市計画審議会条例第5条の規定によりまして、私が議長を務めさせていただきますので、議事進行につきまして、ご協力を賜ればと思います。それでは議事に入ります前に本日の会議の公開につきまして、名張市都市計画審議会運営規程第4条第1項の規定により公開するものとして、公開による方法は傍聴によるものとします。今日は傍聴者はございませんか。

【事務局】

はい。傍聴定員15名でございますけれども、本日傍聴希望者はございません。

【議長】

はい。ありがとうございます。それでは引き続き進めてまいりたいと思います。議事に入ります前にもう1つ、名張市都市計画審議会運営規程第11条第1項の規定によりまして、議事録の署名者を指名させていただきたいと思いますが、本日は、小野委員と浅田委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。では、これより議事に入りたいと思います。事務局から説明いただきたいと思います。よろしくお願いします。

【事務局】

はい、議長。

【議長】

はい、どうぞ。

【事務局】

都市計画係長の寺本でございます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。それでは、まずは資料3の方ご覧いただけますでしょうか。今回はこれまでに検討していただいた内容も、これから検討していただく内容も、すべて計画書の形にまとめてきました。第1章から第3章を資料1、第4章から第6章までを資料4としております。

名張市立地適正化計画素案（案）目次

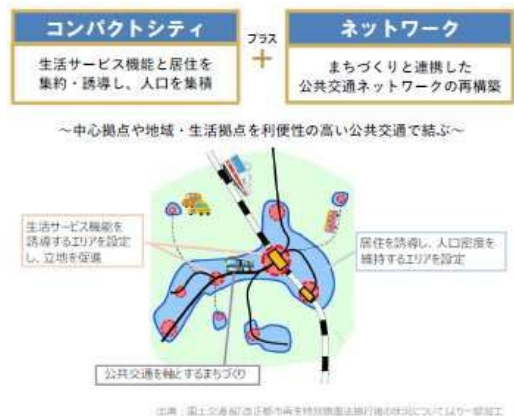
第1章 立地適正化計画について	
1. 制度創設の背景と目的	2
2. 立地適正化計画で定める主な事項	4
3. 本計画の位置づけと目的、進行管理	5
第2章 現況と課題	
1. 人口動向	8
2. 土地利用	12
3. 公共交通	16
4. 都市機能施設	18
5. 産業	22
6. 公共施設・財政	24
7. 市民意識	25
8. 災害	32
9. 解決すべき課題の抽出	34
第3章 立地の適正化に関する基本的な方針	
1. 基本的な方針	36
2. 目指すべき将来都市構造	42
第4章 誘導区域	
1. 誘導区域について	50
2. 誘導区域の設定方針	52
3. 居住誘導区域の設定	53
4. 都市機能誘導区域と誘導施設の設定について	61
5. 誘導準備区域について	68
第5章 誘導施策と目標値の設定	
1. 誘導施策	72
2. 目標値の設定	79
第6章 防災指針	
1. 防災指針とは	82
2. 災害ハザード情報の整理とリスク分析	83
3. 防災まちづくりに向けた取組	96

1. 制度創設の背景と目的

日本全体の人口は2010年をピークに減少傾向をたどり、今後も厳しい人口減少が見込まれています。2040年には、15歳から64歳の生産年齢人口は約3割程度減少し、老年人口については、伸び率は鈍化するものの、全人口の約4割を占めると推計されています。また、多くの地方都市では、これまでの郊外開発によって市街地が拡散してきましたが、拡散した市街地のままで人口が減少し居住が低密度化すれば、一定の人口密度を支えられてきた医療や福祉、子育て支援、商業などの生活サービスの提供が持続困難になりかねない状況にあります。

資料1

こうした人口減少、高齢化の進展を背景に、わが国の都市における今後のまちづくりは、高齢者や子育て世代をはじめ、誰もが安心して暮らせる健康で快適な生活環境を実現すること、財政面及び経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが求められており、このような課題を解決するためには、生活に必要な施設がまとまって立地し、公共交通によりこれらの施設にアクセスできる都市構造をめざす「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方でまちづくりを進めることが重要であるという国の方針が示されました。



資料4

それでは計画書の構成も見ていただきながら、今回の検討項目をご説明させていただきたいと思いますので、次に資料1をご覧くださいませでしょうか。第1章立地適正化計画についてということで、ページをめくっていただきまして、2ページ目ご覧いただけますでしょうか。まずは、初めて立地適正化計画というものを読まれる方に向けて制度の概要を説明しております。内容は、以前に見ていただいたものと同じですので、要点だけを説明してまいります。次の右のページ、3ページ目の上から3行目ですけれども、立地適正化計画による居住や生活サービス機能の誘導とは、すべてを短期間で強制的に一極に集中させるものではなく、時間をかけながら緩やかに多極ネットワーク型のコンパクトシティを目指すものです。というように、立地適正化計画でちょっと誤解を受けやすいことについて、この部分に説明を記載いたしました。それでは次のページお願いいたします。イラストは、今回初めて使うものなんですけど、内容は以前の資料と同じでございます。次のページ右側5ページでは、位置付けと目的、進行管理を記載しています。立地適正化計画は市町村の総合計画、都道府県の都市計画区域マスタープランに即するとともに、市町村の都市計画マスタープランの調和が保たれたものでなければならぬとされています。また、都市全体を見渡したマスタープランとしての性質を持つものであることから、市町村の都市計画マスタープランの一部としてみなされます。本計画は、誘導等の手法により、名張市都市マスタープランの掲げる理念や方針を実現するためのアクションプランとして策定しますというふうに目的を記載いたしました。

2. 立地適正化計画で定める主な事項



①立地適正化計画の区域

都市全体を見渡す観点から、都市計画区域全体に定めることが基本とされています。本市では全域が対象となります。

②立地の適正化に関する基本的な方針

まちづくりの理念や目標、目指すべき都市像の実現に向けて実施する施策の基本的な方針。本計画では名張市都市マスタープランの理念や目標などに基づき定めることとします。

③居住誘導区域

人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域。

④都市機能誘導区域

医療・福祉・商業等の都市機能（生活サービス機能）を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。居住誘導区域の中に設けることとされています。

⑤誘導施設

都市の居住者の共同の福祉や利便のために必要な施設。都市機能誘導区域ごとに定めることとされています。

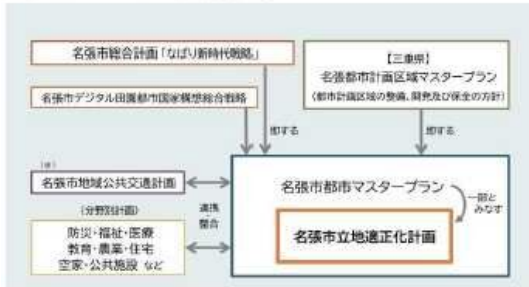
⑥防災指標

住宅や誘導施設の立地と誘導を図るための都市防災機能の確保に関する指標。

3. 本計画の位置づけと目的、進行管理

立地適正化計画は、市町村の総合計画、都道府県の都市計画区域マスタープランに即するとともに、市町村の都市計画マスタープランとの調和が保たれたものでなければならぬとされています。また、都市全体を見渡したマスタープランとしての性質を持つものであることから、市町村の都市計画マスタープランの一部とみなされます。

本計画は誘導等の手法により、名張市都市マスタープランが掲げる理念や方針を実現するためのアクションプランとして策定します。



※「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のネットワーク部分の詳細については、『名張市地域公共交通計画』で定めます。

本計画の対象期間は、概ね20年程度を基本とします。また、概ね5年ごとに計画進行の評価・見直しを行いながら目標の達成を目指します。



図の下に米印で書いていますが、コンパクトシティプラスネットワークのネットワーク部分の詳細については、名張市地域公共交通計画で定めますと記載いたしまして、本計画の対象期間については、概ね20年程度を基本とし、概ね5年ごとに評価、見直しを行うというふうに記載しております。第1章は以上でございます。次の第2章、現況と課題につきましては、これまでの会議で、基礎資料として見ていただいたものばかりですので、大変申し訳ありませんが、こちらも省略をさせていただきます、最後に課題をまとめたところだけ読ませていただきたいと思います。34ページご覧いただけますでしょうか。まず、都市全体、マクロの課題です。年少人口、生産年齢人口の減少による都市の活力の低下、労働力人口の減少、高齢者世帯の増加による高齢者の孤立と地域の安全性、空き家・空き地の増加による市街地の空洞化、景観・生活環境の悪化、利用されなくなった農地の宅地化と農村部へのスプロール化、公共交通利用者数の減少による収支率の低い路線の減便や廃線、撤退等のおそれ、過度な自動車への依存、人口減少による税収減少と公共施設等の維持コスト増大による財政逼迫化。次に、地域別、ミクロの課題です。名張地域は主要な交通結節点である名張駅を有し、中心拠点に位置付けたい地域であるにもかかわらず、人口減少と少子高齢化が顕著である。また、浸水想定区域も広範囲に渡る。鴻之台・希央台地域は中心拠点に位置付けたい地域であるが、他地域に比べ定住意向が低い。また、賃貸の共同住宅が多く、将来空家等によるスポンジ化が懸念される。蔵持地域は都市計画区域マスタープランでは広域拠点として、さらに居住や都市機能を誘導する地区に位置付けられているが、農業振興地域・農用地区域が

広範囲に及んでいる。将来目指す都市構造として当該地域の土地利用をどうするべきか。桔梗が丘駅は市北部のコミュニティバス等が集まる交通結節点であるにもかかわらず、商業施設の撤退等により空洞化し、にぎわいが低下している。桔梗が丘等の古い住宅団地ではオールタウン化による様々な課題、住民が一斉に高齢化、空き家の増加、住宅・公共施設の老朽化等の増加が今後も懸念される。以上でございます。それでは、次の第3章に行く前に、この計画が即さなければならないとされております市の総合計画についてご説明させていただきたいと思います。昨年度、市長が変わりまして、総合計画がこの4月に新しくなりました。それでは、資料2の方ご覧いただきてよろしいでしょうか。こちら名張市総合計画を抜粋したものでございます。ページをめくっていただきまして、左側の下のページ、4ページ。最初の文章ですが、総合計画は将来どのようなまちにしていくのかの道しるべであり、まちづくりの基本となる計画です。そして、そのページの最後の文章ですけれども、不確実、不安定な時代背景において、変化に対応し、個性的で持続可能な未来を目指すため、総合計画「なばり新時代戦略」を策定します。ということで、右ページの上側の5ページをご覧くださいませでしょうか。この計画は、基本構想と基本計画で構成しています。基本構想の計画期間は10年間で、ここに基本理念や重点プロジェクトと基本施策などを記載しています。基本計画の方は計画期間が4年間ずつ第1次第2次と分けまして、各施策の取り組みなどを記載しております。それでは、ページをめくっていただきまして、左側の一番上、7ページをご覧ください。まず始めに基本構想の方ですが、人と人のつながりが名張市の財産です。まちに愛着を持った人がつながり、コミュニケーションが活発に行われ、まちの将来に主体的に関わる人、協力者を増やしていくことが重要です。ということで、基本理念を語れるまち名張としています。その下ですが、この検討会議の第1回目にも都市の活力についてご意見をいただいたかと思うんですが、総合計画の目指す10年後の姿は、変化を起こし、活力溢れ、みんなでつくる大好きなまち名張としております。次のページ、上のページでございますけれども、ここにも書いておりますように本市では15の地域づくり組織による住民主体のまちづくりとそのような地域力と、切れ目のない子育て支援である名張版ネウボラやふるさと学習である名張学などの取り組みを強みとしております。このページの下10ページから各基本構想となりますが、重点プロジェクトと7つに分類した基本施策を載せております。次のページお願いいたします。右側ですけれども、13ページです。重点プロジェクトとして3つの取り組みを挙げております。1つ目が産業を興す。地域資源を活用した地域産業の活性化、新たな雇用の創出。2つ目が若者でにぎわいを起こす。若者のまちづくりへの参画、若者のチャレンジ支援、居場所づくり支援。3つ目が地域と多様に関わる人々を起こす。市民協力者の増加、関係人口の増加です。次の基本計画につきましては立地適正化計画が直接関係する箇所を抜粋しております。まずこの下のページが交通関係です。

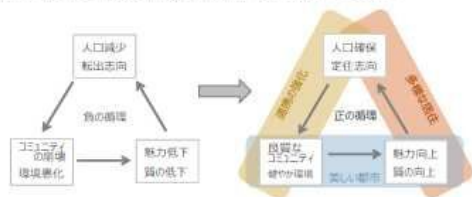
タープランに則した上で、名張市都市マスタープランの理念や目標などに基づき基本的な方針を示します。としまして、まずは先ほど見ていただきました総合計画の基本施策の部分抜粋を載せております。ひととひと、まちとまちを交通環境で繋ぎます。風土と暮らしが共生する魅力ある都市を作ります。未来を見据えた社会づくりを支える適正な土地利用をすすめます。そして次の38ページが、区域マスタープランを抜粋させていただいたものです。地域の個性を生かした魅力の向上、都市機能の効率性と生活利便性の向上、災害に対応した安全性の向上です。そして、次のページをめくっていただきまして、こちらが名張市都市マスタープランの抜粋です。

〔3〕名張市都市マスタープラン

都市のビジョン（抜粋）

現在の都市づくりにおける様々な問題が相互に循環する都市としての発展のシナリオに陥ることなく、持続可能な都市を形成していくことが求められます。つまり、交流人口の増加を含めた人口の確保、良質なコミュニティの形成、都市としての魅力・質の向上などからなる正の循環への転換を図ることが不可欠となっています。

そして、このような正の循環へと転換していくためには、多様な居住を選択できるという本市の特質を最大限活用することができるよう、まとまりのある市街地と集落の整備を進めること、市街地と集落の連携、人と人との連携を支える軸の強化・充実を進めること、そして美しく暮らしやすい魅力的な都市を形成することが求められています。



【本市が目指す都市】

集約連携型のいつまでも暮らし続けることのできる都市

本市が目指す都市は、集約連携型の持続可能な都市で、いつまでも暮らし続けることのできる都市です。そのためには、次の3つの都市づくりの理念を具体化していく必要があります。

【計画の柱（＝理念）】

1. 多様な居住 ～このまちが私の人生の舞台、自分らしく暮らせるまちに～
ライフスタイル、ライフステージに応じて適切な居住環境を選択できる都市づくり
2. 連携の強化 ～ここが私のふるさと、つながりがゆたかに続くまちに～
交通ネットワークの整備による機能的で暮らしやすい都市づくり
3. 美しい都市 ～美しい公園を数多くしているような、歩くことが楽しいまちに～
地域の特色を活かし、活力と潤いを創造していく美しい都市づくり

〔4〕本計画の基本的な方針

大規模な住宅地開発により人口が急増した本市は、歴史と伝統豊かな町家での暮らし、美しい自然に包まれた農村や山村での暮らし、そして近代的な住宅地での暮らしなど多様な居住環境に恵まれた、まさに「暮らしのまち」です。これから本格化する人口減少・少子高齢化社会においても「暮らしのまち」としての魅力をさらに高め、市民がいつまでも住み続けたい、市外の方からも住みたいと思われる都市を目指します。

基本方針1 多様な居住環境が選択できる魅力的な都市づくり

本市の特色である多様な居住環境を活かし、ライフスタイルやライフステージに応じて適切な居住が選べる「暮らしのまち」としての魅力を高め、移住定住促進につなげます。

【課題解決のための施策・誘導方針】

○居住等の緩やかな誘導

居住や各種都市機能の緩やかな誘導により、拠点ごとの特性を活かしたまとまりのある市街地や集落を形成して多様な居住環境ニーズに応えるまちづくりを行うことで、子育て世代などが理想とする暮らしを選べる環境を提供すると共に、地域コミュニティの維持と地域活力の向上を図ります。

○適切な土地利用規制

郊外部での新たな住宅地等の開発抑制など、適切な土地利用の規制・誘導を通じて都市の拡散防止や都市経営効率の向上、良好な自然環境・農地の保全を図ることで、未来まで安心して住み続けられる都市機能と住環境を確保します。

○目的に応じた都市機能の立地

各種都市機能の立地については、中心部への集積や機能的分散配置など、その目的に応じて適切な立地を図ります。特に、中心市街地に位置付けている場所については、都市機能集積の可能性も視野に入れて検討します。

一番下に載せています計画の柱をもとにして、今回の計画の基本的な方針を策定いたしました。それが次のページ、39ページでございます。大規模な住宅地開発により人口が急増した本市は、歴史と伝統豊かな町家での暮らし、美しい自然に包まれた農村や山村での暮らし、そして近代的な住宅地での暮らしなど多様な居住環境に恵まれた、まさに暮らしのまちです。これから本格化する人口減少、少子高齢化社会においても、暮らしのまちとしての魅力をさらに高め、市民がいつまでも住み続けたい市外の方からも住みたいと思われる都市を目指します。ということで、まず1つ目が、多様な居住環境が選択できる魅力的な都市づくり。本市の特色である多様な居住環境を活かし、ライフスタイルやライフステージに応じて適切な居住が選べる暮らしのまちとしての魅力を高め、移住定住促進につなげます。課題解決のための施策誘導方針を、居住等の緩やかな

誘導、適切な土地利用規制、目的に応じた都市機能の立地としています。次のページお願いいたします。

基本方針2 機能的な交通ネットワークで暮らしやすい都市づくり
魅力的な暮らしのまちであり続けるため、交通軸や道路軸など、市民の暮らしを支える軸を強化、充実させ、人口減少社会でも便利な暮らしやすい都市を維持します。

【課題解決のための施策・誘導方針案】

○市内交通の利便性維持

市内交通においては、中心地区や路線沿線における人口密度の確保により、持続可能な公共交通の維持・拡充を図るとともに、市内各拠点間の効果的な連携により、利便性の向上に取り組みます。

○広域アクセスの向上

東西、南北の主要な都市間をつなぐ交通軸の整備により市域全体の連携を強化するとともに、広域交通軸の整備を通じて大都市圏への広域アクセスの改善を図り、都市の魅力向上につなげます。

○交通結節点の機能強化

交通結節点である名張駅や快速が丘駅では、市内各拠点との公共交通機関によるアクセスの改善や利用促進に取り組み、併せて、多様な都市機能の集積による魅力の向上、にぎわいの創出を図ります。

○多様なモビリティの推進

高齢者をはじめとする交通弱者や多様な市民ニーズへの対応を図るとともに、自家用車に過度に依存しない、徒歩や自転車、公共交通を中心としたまちづくりを推進します。

基本方針3 美しい自然に囲まれた安全で健やかな都市づくり

いつまでも暮らし続けたい「暮らしのまち」であるため、利便性はもちろん、心穏やかに安心して暮らせる都市の快適性や安全性を確保します。

【課題解決のための施策・誘導方針（ストーリー）案】

○歩いて暮らせるまちづくり

豊かな自然を背景に、秩序ある土地利用の推進による整然とした美しいまちづくりを進め、居心地がよく歩きたくなるまちづくりを促進し、高齢者の健康増進や環境負荷の軽減、名張市固有の資源を活用した回遊性向上、賑わいの創出につなげます。また、生活利便施設の適切な配置や、道路空間の整備による歩行者の安全対策を図り、自転車に頼らなくても生活ができる都市構造への転換を図ります。

○都市環境の向上

空き家・空き地の適正な管理・利用を推進して都市のスポンジ化を防ぎ、高齢者の孤立防止と地域の安全性、地域コミュニティの維持に取り組み、高齢になっても住み慣れた地域で安全に暮らせる居住環境の確保を図ります。

○防災まちづくり

地形・地質、自然環境に配慮した土地利用や防災に配慮した都市施設整備を図ることにより、安心して暮らせるまちづくりを進めます。また、土砂災害や河川の氾濫などの災害危険性の低い区域への居住の誘導なども視野に入れ、各種災害に備えた防災・減災対策を

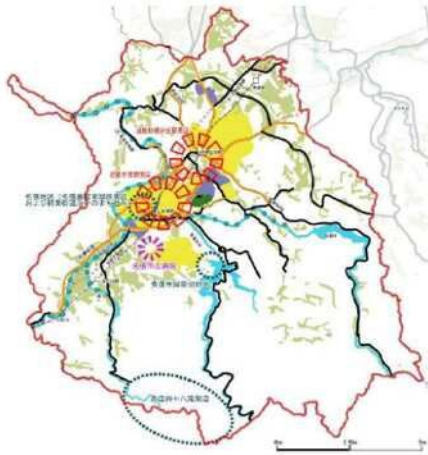
基本方針2、基本的な交通ネットワークで暮らしやすい都市づくり、魅力的な暮らしのまちであり続けるため、交通軸や道路地区など、市民の暮らしを支える軸を強化、充実させ、人口減少社会でも便利な暮らしやすい都市を維持します。ということで、課題解決のための施策、誘導方針案を市内交通の利便性維持、広域アクセスの向上、交通結節点の機能強化、多様なモビリティの推進としております。そして3つ目が、美しい自然に囲まれた安全で健やかな都市づくり。いつまでも暮らし続けたい暮らしのまちであるため、利便性はもちろん心穏やかに安心して暮らせる都市の快適性や安全性を確保します。ということで、歩いて暮らせるまちづくり、都市環境の向上、防災まちづくり、としています。それでは次のページお願いします。ここからが目指すべき将来都市構造です。目指すべき将来都市構造についても、まちづくりの方針を見据えながら、三重県の名張都市計画区域マスタープランに即した上で、名張市都市マスタープランで掲げる将来都市構造に基づき、その実現を目指します。ということで、まずこのページが、区域マスタープランの抜粋です。

2. 目指すべき将来都市構造

目指すべき将来都市構造についても、まちづくりの方針を見据えながら、三重県の名張都市計画区域マスタープランに即した上で、名張市都市マスタープランで掲げる将来都市構造に基づき、その実現を目指します。

(1) (三重県)名張都市計画区域マスタープラン

第1章 伊賀圏域における都市計画の目標 4 圏域・都市計画区域の将来都市構造



(2) 名張市都市計画マスタープランと本計画の将来都市構造

1. 名張市都市マスタープラン

名張市都市マスタープランでは、本市がめざす将来の都市構造に向けて、大きく2つの方針を掲げています。

①軸点の形成（まとまりのある市街地と集落の整備）

市内において個性的な集落の形成を促し、それぞれの集落において集約化を図ることが大切です。そのため、新たな開発を抑制し、各集落の特色に応じた集約化を進めるとともに、各集落における活力ある地域づくりを目指します。

都市機能拠点	本市の中心となる都市機能の集積をさらに固める地域	商業、流通など
市街地拠点	既存の資源を活用し、にぎわい、交流機能の充実に努める地域	名張地区など
都市居住拠点	土地利用の高度化を図り利便性の高い居住環境を創出する地域	熱帯が丘など
都市型生活文化拠点	優れた居住環境を活かしてさらに暮らしやすい地域づくりを進める地域	柳が丘、西倉が丘、富貴ヶ丘、春日丘、つつじが丘、すずらん丘
生活文化拠点	豊かな自然環境や周辺地域との連携を活かしつつ暮らしやすい地域づくりを進める地域	
集落居住拠点	居住、商業、医療、比叡、朝日、真由、国津地域において、公民館、市民センターなど公共施設があり、日常生活を支える機能の集積を図り地域の核となる拠点	
産業拠点	工業団地などとして開発された地域や今後の市内各地域における活力増進、雇用創出のための拠点	
観光・交流拠点	観光施設、交流施設（体験型施設、滞在型施設など）などの立地する拠点	

市街地拠点（都市交流拠点）は、さらに下記の3つのエリアに区分しています。

にぎわい創出エリア	既存の商業地域を中心とする都市計画道路の整備にあわせて沿道及び周辺のにぎわいの創出を図っていくべきエリア
まちなみ創出エリア	歴史・文化・伝統に基づき観光・交流の拠点として、景観形成と市街地整備とを兼ねて行うエリア
くらし創出エリア	市街地としての集約整備が完了し、今後は市民の協力を得つつまちづくりを進めていくべきエリア

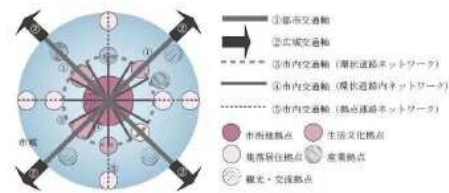
赤の大きな花丸のようなところが、広域拠点、集約型都市構造の要として、さらに居住や都市機能を誘導する地区、多様な都市機能の集積・強化や周辺での生活関連機能の向上を図りますとされています。中心となる部分です。近鉄名張駅周辺、近鉄桔梗が丘駅周辺とされておりませんが、どちらも少し内よりに設定されています。それでは次のページ、44ページお願いいたします。



②軸の形成（軸の整備と市内連携の充実）

暮らしの場となる市街地や集落の整備を図るとともに、これらをつなぐ交通ネットワーク（交通軸）の整備を進め、機能的・機動的な都市の実現を目指します。施設配置についても、規模や利用態に応じた適切な集中と役割分担を目指します。

都市交通軸	①交通軸を中心として多様な機能が集積している軸
広域交通軸	②広域的な交通ネットワーク
市内交通軸	③市街地及び集落間をつなぐ軸 ④市街地及び集落間をつなぐ軸 ⑤市街地及び集落間をつなぐ軸 ⑥市街地及び集落間をつなぐ軸 ⑦市街地及び集落間をつなぐ軸 ⑧市街地及び集落間をつなぐ軸 ⑨市街地及び集落間をつなぐ軸 ⑩市街地及び集落間をつなぐ軸



名張市都市マスタープランでは、本市がめざす将来の都市構造に向けて、大きく2つの方針を掲げております。まず拠点の形成です。44ページ45ページに載せております。次の46ページをめくっていただきますと、2つ目の大きな方針、軸の形成、地区の整備と市内連携の充実を載せております。ほぼこのとおりにいきたいと思っているんですけど、次の47ページにありますように、立地適正化計画では中心拠点、地域生活拠

点という考え方があります。中心拠点とは、特に人口が集積する地区、各種の都市機能が集積する地区、サービス水準の高い基幹的な公共交通の結節点として、市内各所から基幹的な公共交通等を介して容易にアクセス可能な地区、各種の都市基盤が整備された地区。地域生活拠点が、周辺地域に比して人口の集積度合いが高い地区、日常的な生活サービス施設等が集積する地区、徒歩、自転車、公共交通手段を介して周辺地域から容易にアクセス可能な地区、周辺地域に比して都市基盤の整備が進んでいる区域です。ここで一番下の文章と表なんですけれども、本計画では、名張市都市マスタープランで掲げている将来都市構造に基づくこととしますが、市街地拠点を中心拠点、生活文化拠点を地域生活拠点に位置付け、居住や都市機能の誘導または維持を図り、将来においても持続可能な都市の骨格構造を目指しますとさせていただきます。

（３）本計画の将来都市構造

立地適正化計画の策定にあたっては、目指すべきまちづくりの方針を定めたうえで、公共交通施設が集積し、主要な公共交通路線の結節点等として公共交通アクセス性の高く、人口や都市機能が集積する「中心拠点、地域／生活拠点」の沿線に相当の人口集積があり、将来も一定の運行水準を維持すると見込まれる公共交通路線であって、各拠点地区をネットワークしている「基幹的な公共交通軸」などの、将来においても持続可能な都市の骨格構造を抽出することが重要とされています。

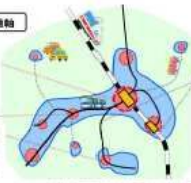
主要拠点和基幹的な公共交通軸

中心拠点

市街地から公共交通アクセス性に優れ、市民に、行政・福祉機能、教育・文化施設等の都市機能を集積する拠点

地域／生活拠点

周辺地域から公共交通アクセス可能な地区を中心として、地域生活に、行政・福祉機能、商業施設、スポーツ・レクリエーション施設、生活文化施設等を集積する拠点



出典：国土交通省「立地適正化計画作成の手引き（第Ⅱ版）」

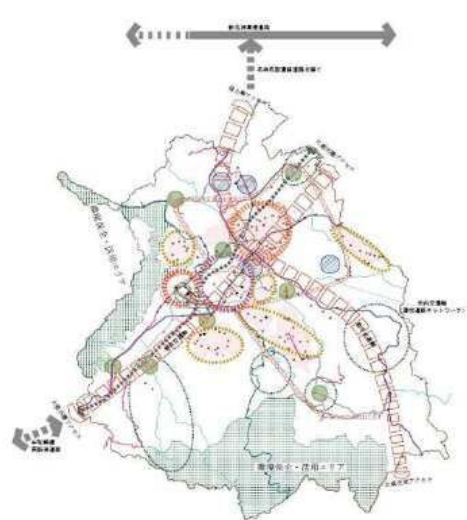
各拠点地区のイメージ

中心拠点	特に人口が集積する地区、各種の都市機能が集積する地区、サービス水準の高い基幹的な公共交通の結節点として市内各所から基幹的な公共交通等を介して容易にアクセス可能な地区、各種の都市基盤が整備された地区
地域／生活拠点	周辺地域に比して人口の集積度合いが高い地区、日常的な生活サービス施設等が集積する地区、徒歩、自転車、公共交通手段を介して周辺地域から容易にアクセス可能な地区、周辺地域に比して都市基盤の整備が進んでいる区域

注：国土交通省「立地適正化計画作成の手引き」（第Ⅱ版）

本計画では名張市都市マスタープランで掲げる将来都市構造に基づくこととしますが、市街地拠点を中心拠点、生活文化拠点を地域／生活拠点に位置付け、居住や都市機能の誘導又は維持を図り、将来においても持続可能な都市の骨格構造を目指します。

	名張市都市マスタープランの拠点
中心拠点	市街地拠点（都市機能拠点・都市交流拠点・都市居住拠点）
地域／生活拠点	生活文化拠点（都市型生活文化拠点・生活文化拠点）



ページをめくっていただきまして、最後のページになりますけれども、こちらは拠点と軸を合わせた図となっております。協議事項、１番については以上でございます。議長よろしくお願ひいたします。

【議長】

はい、ありがとうございます。もう既に一度見ていただいた内容でございますけれども、改めて冊子にさせていただきました。様々書いてございますが、本計画で新たに書こうとしているのが３９から４１ページの基本方針と、あと４７ページ４８ページの将来都市構造になりまして、後のページはそこまでのための上位計画等のまとめとか、現状

課題ということでございます。ということで、主に39から41ページ、それから47ページというところで、再度確認をしたいと思います。後のページも、何かお取り組みなり、訂正等ございましたら意見をお出しをいただければと思います。いかがでございましょうか。何かご質問、ご意見ございましたら、お出しをいただきたいと思います。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい。それではまた全体を通して、最後にもご意見賜ればと思いますので、とりあえず今の書きぶりということで先に進めさせていただきたいと思います。続きまして、協議事項2番の、これも前回の続きになりますけど、誘導区域の検討につきまして、事務局の方から説明いただければと思います。よろしく願いいたします。

【事務局】

はい、失礼いたします。それでは、資料4をご覧くださいませでしょうか。誘導区域についてご説明させていただきます。ページをめくっていただきまして、50ページ51ページをご覧ください。

1. 誘導区域について

（1）居住誘導区域とは

居住誘導区域とは、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域のことです。都市全体における人口動態や土地利用、交通や財政、災害リスクの現状及び将来の見通しを総合的に勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるように定めるべきとされています。

居住誘導区域を定めることが考えられる区域としては、都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺区域や、都市の中心拠点及び生活拠点到公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、それらの拠点到立地する都市機能の利用態として一体的である区域などがあります。

なお、都市再生特別措置法や都市計画運用指針により、居住誘導区域に含まない区域などが示されていますが、その内、市内に存在する区域は下記のとおりです。

1）居住誘導区域に含まないこととされている区域

- ・農用地区域。農地法第5条第2項第1号に掲げる農地又は採草放牧地の区域
- ・自然公園の特別地域
- ・保安林の区域。保安林予定森林の区域等
- ・急傾斜地崩壊危険区域（防止措置等が講じられている区域を除く。）
- ・土砂災害特別警戒区域

2）災害リスク、警戒避難体制等の整備状況や整備の見込み等を総合的に勘案し、居住の誘導が適当ではないと判断される場合は、原則として含まないこととすべき区域

- ・土砂災害警戒区域
- ・水防法第15条第1項4号に規定する浸水想定区域

3）居住誘導区域に含めることについて慎重に判断を行うことが望ましい区域

- ・工業専用地域

（2）都市機能誘導区域とは

都市機能誘導区域とは、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し、集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域で、原則として、居住誘導区域の中に設定します。都市機能誘導区域を定めることが考えられる区域としては、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等や都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、歴史的に集積の拠点としての役割を担ってきた生活拠点等があります。



出典：『改正都市再生特別措置法施行令について』
『国土交通省「立地適正化計画」の施行令（一部改正）』

ここでは居住誘導区域と都市機能誘導区域の両方について概要を説明しています。居住誘導区域とは、人口減少の中にあっても、一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域のことです。ということで、居住誘導区域については、法律や国の指針により、居住誘導区域に含まないこととされている区域などがございます。右のページの都市機能誘導区域ですが、こちらは医療、福祉、商業等の都市機能を、都市の中心拠点や生活拠点

に誘導し、集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域です。原則として、居住誘導区域の中に設定いたします。それでは次のページめくっていただきまして、52ページをご覧ください。

2. 誘導区域の設定方針

①現況の都市計画及び方針に沿った誘導

現況の都市計画及び名張市都市マスタープラン等における方針に基づいたまちづくりを目指して誘導を図ります。そこで、本計画第3章の「2、目指すべき将来都市構造」で示した中心拠点と地域生活拠点及びその周辺エリアを元に誘導区域の設定を考えます。

②メリハリのあるまちづくり

生活サービス機能を維持するためには、一定エリアにおける人口密度の維持が必要とされています。そこで、居住については都市のスポンジ化が懸念されている中心拠点への誘導と、将来も高く推計されている地域生活拠点での人口密度の維持を図り、併せて各拠点に必要な都市機能を誘導します。また、これらの拠点に誘導を図ることで、集落居住拠点等の自然豊かな暮らし・まちなみを守り、メリハリのあるまちづくりを行います。



③防災・減災まちづくり

災害危険性が高い区域や住宅の建築が制限されている区域には誘導しません。ただし、市民の生命身体保護を最優先に考えつつも、過度な規制を行うことなく、既存のまちづくりとの兼ね合いも考え、合理的・現実的な視点で総合的に判断します。

誘導区域の設定方針というものを策定いたしました。これは今回初めて作ってまいりましたので、読ませていただきたいと思います。まず1つ目が、現況の都市計画及び方針に沿った誘導。現況の都市計画及び名張市都市マスタープラン等における方針に基づいたまちづくりを目指して誘導を図ります。そこで、本計画第3章の2、目指すべき将来都市構造、先ほど見ていただいたところですけれども、そこに示した中心拠点と地域生活拠点及びその周辺エリアをもとに、誘導区域の設定を考えます。2つ目、メリハリのあるまちづくり。生活サービス機能を維持するためには、一定エリアにおける人口密度の維持が必要とされています。そこで、居住については、都市のスポンジ化が懸念されている中心拠点への誘導と、将来も高く推計されている地域生活拠点での人口密度の維持を図り、併せて各拠点に必要な都市機能を誘導します。また、これらの拠点に誘導を図ることで、集落居住拠点等の自然豊かな暮らし、まちなみを守り、メリハリのあるまちづくりを行います。そして3つ目ですが、防災・減災まちづくり。災害危険性が高い区域や住宅の建築が制限されている区域には誘導しません。ただし、市民の生命、身体保護を最優先に考えつつも過度な規制を行うことなく、既存のまちづくりとの兼ね合いも考え、合理的、現実的な視点で総合的に判断しますというふうにさせていただきます。

す。次のページが、居住誘導区域の設定プロセスです。

3. 居住誘導区域の設定

下記のプロセスに基づき居住誘導区域を設定します。プロセス10番は、それまでの流れの中で、条件的に当てはまらなかったものや特殊な事情があるものを調整するものです。それぞれの詳細については以下のとおりです。

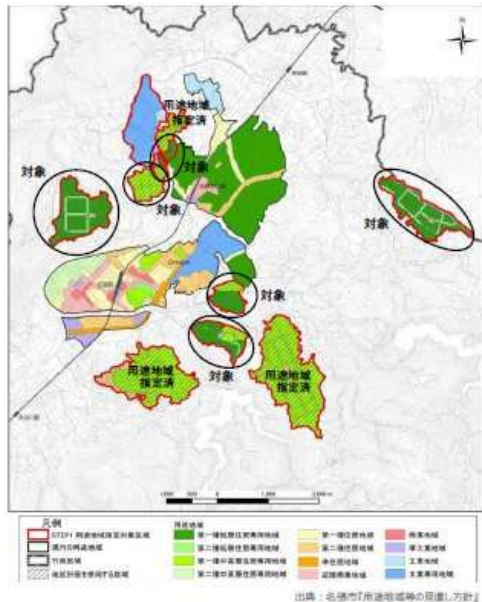


下記の居住誘導区域設定プロセスに基づいて居住誘導区域を設定します。プロセス10番はこれまでの流れの中で、条件的に当てはまらなかったものや、特殊な事情があるものを調整するものです。加えたり、除いたりしています。1つずつ簡単にご説明してまいります。次のページをお願いいたします。まず、プロセス1番ですが、用途地域の指定区域です。こちらは加えている都市区域になります。下のところの文章を読ませてください。こちらは工業専用地域、工業地域を除きます。ただし、プロセス10番の人口・土地利用の動態と将来の見通しとして、下記の区域を加除しますということで、いくつか加えるところ、除くところを書いております。前回の検討会議では、1つ1つ地図も付けて資料を見ていただいたんですが、この計画書ではこのような文章だけに止めております。

【居住誘導区域設定プロセス（２）】

『用途地域等の見直し方針』の用途地域指定対象住宅地

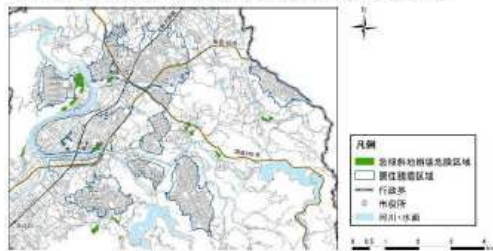
２０１４年（平成２６年）に作成した『用途地域等の見直し方針』で、用途地域の指定を進めていく方針をたてた住宅団地を加えます。単独または周辺の住宅団地と合わせて概ね５０ヘクタール以上の住宅団地を対象としています。



【居住誘導区域設定プロセス（６）】

急傾斜地崩壊危険区域

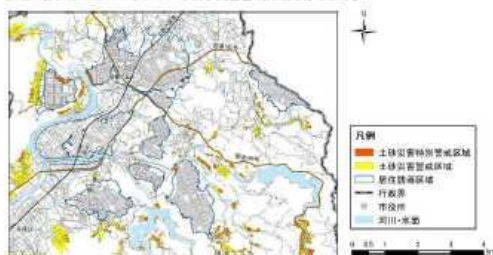
居住誘導区域に含まないこととされている急傾斜地崩壊危険区域を除きます。



【居住誘導区域設定プロセス（６）（７）】

土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域

居住誘導区域に含まないこととされている土砂災害特別警戒区域、原則として居住誘導区域に含まないこととされている土砂災害警戒区域を除きます。



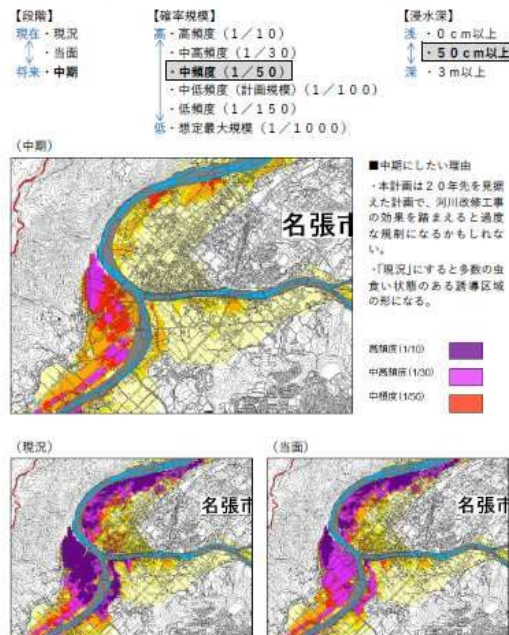
ただし、土砂災害警戒区域の内、都市計画法改正により開発許可制度ができた昭和５０年以降の住宅団地（梅が丘、百合が丘、さつき台）内にある区域については、周囲の宅地と同様に、県の開発許可を受けているため安全性が担保されていると考え、プロセス１０番の「③国・県の施策・方針等との整合性」として居住誘導区域に加え直します。

続きまして、右側のプロセス２番、用途地域の見直し方針としております。用途地域指定対象の住宅地です。こちらを加えます。黒丸で示しているところです。次のページお願いいたします。プロセス３番と４番は、法律で除くこととなっている部分です。こちらは対象地域はございませんでした。続きまして、５７ページですが、急傾斜地崩壊危険区域、そして土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、これらは除かせていただきます。ただし、一番下に書いているんですが、ただし、土砂災害警戒区域の内、改正都市計画法改正により開発許可制度ができた昭和５０年以降の住宅団地、梅が丘、百合が丘、さつき台内にある区域については、周囲の宅地と同様に、県の開発許可を受けているため安全性が担保されていると考え、プロセス１０番の３番、国、県の施策方針等との整合性として居住誘導区域に加え直します。ページめくっていただいてよろしいでしょうか。次のプロセス８番は、洪水浸水想定区域で、プロセス９番が家屋倒壊等氾濫想定区域なんですけれども、一応仮に作ってきたんですが、今検討中ですので、本日もう一度改めてご検討いただきたいと思いますと思っているところがございます。ここですみません、資料５の方をご覧くださいよろしいでしょうか。

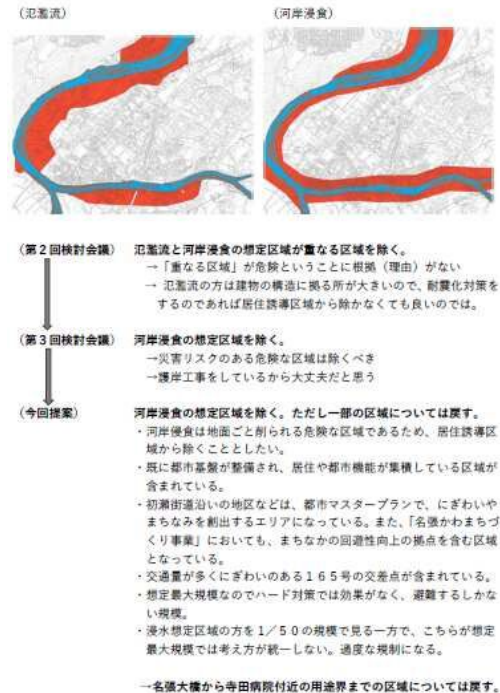
前回からの検討項目（居住誘導区域設定プロセス）

■プロセス（８）

洪水浸水想定区域（中期、中頻度）の内、浸水深が５０センチメートル以上想定区域



■プロセス（９）家屋倒壊等氾濫想定区域の内、河岸浸食の想定区域



まず、このプロセス８番、洪水浸水想定区域の方ですけれども、確率規模については中頻度の５０分の１、浸水深については５０センチ以上とここまで決まっていたかと思うんですけれども、段階、現況か当面か中期かというこの段階については、結論は出てなかったと思います。事務局としましては、中期をご提案させていただいております。中期にしたい理由をこちらに書かせていただいているんですが、本計画は２０年先を見据えた計画で、河川改修工事の効果を踏まえると、過度な規制になるかもしれないということと、あと、現況にすると多数の虫食い状態の誘導区域の形になってしまうのではないかとということが理由でございます。これに対しては、前回、委員からは、安全面を考えて現況の方が良いのではないかとというご意見をいただいております。今回改めて委員や皆様からのご意見を聞かせていただきまして、結果にさせていただきたいと思しますのでよろしくお願いいたします。次のページ、裏のページも見させていただいてよろしいでしょうか。こちらがプロセス９番の家屋倒壊等氾濫想定区域の方です。これについては、第２回の検討会議で、氾濫流と河岸侵食の想定区域が重なる区域を除くということと提案させていただいたんですが、これに関しましては、重なる区域が危険ということに根拠、理由がないのではないかとというご意見、そして、氾濫流の方は建物の構造によるところが大きいので、耐震化対策をするのであれば、居住誘導区域から除かなくてもよいのではというご意見をいただきました。それを受けまして、次の第３回の検討会議で河岸侵食の想定区域を除くというふうにいたしました。これに関しましては、災害リスクのある危険な区域を除くべきという賛成のご意見と、護岸工事をしているから大丈夫

夫だと思ふという反対のご意見をいただきました。そこで、事務局として、改めていろいろな視点で考え直しまして、今回は次のように提案させていただきたいと思います。河岸侵食の想定区域を除く、ただし、一部の区域については戻すとさせていただきます。その理由としましては、河岸侵食は、やはり地面ごと削られる危険な区域であるため、やはり居住誘導区域からは除くことといたしたいと思います。そして、そうなんです、既に都市基盤が整備され、居住や都市機能が集積している区域が含まれています。

名張かわまちづくり事業



都市マスタープラン



居住誘導区域に戻す範囲



また、初瀬街道沿いの地区などは、都市マスタープランでにぎわいやまちなみを創出するエリアになっている。また、名張かわまちづくり事業においても、まちなかの回遊性向上の拠点を含む区域となっています。これは次のページに図を載せております。そして続けますが、交通量が多く、にぎわいのある165号の交差点も含まれています。想定最大規模なのでハード対策では効果がなく、避難するしかない規模だというふうにも聞いています。ただ、この想定最大規模につきましては浸水想定区域の方を50分の1の規模で見る一方で、こちらが想定最大規模では、考え方が統一しないのではないか、過度な規制になるのではないかということで、一旦除くんですけれども、名張大橋から寺田病院付近の用途界までの区域については戻してはどうかというのが今回の提案で

ございます。洪水浸水想定区域と家屋倒壊等氾濫想定区域について皆様のご意見をお聞きしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。誘導区域については一旦ここで切らせていただいてもよろしいでしょうか。

【議長】

はい。

【事務局】

では、よろしくお願いいたします。

【議長】

はい。いかがでしょう。特に提案事項になっておりました資料の5ですね、ここを意見賜りまして、また修正を重ねていければと思います。それ以外のところでご説明いただいた内容でも結構ですので、今までの説明、内容につきまして、何かご質問、ご意見ございましたら、よろしくお願いいたします。いかがでしょうか。今回新たな提案は資料5の方のところの洪水浸水想定区域の中期を採用したということ。それから1ページ目ですね。ページ数ございませんけど、裏側の河岸侵食の想定区域は除くけれども、一番最後ですね、名張大橋から寺田病院の用途界までの区域は、居住誘導区域にもう一度組み直すっていうまあこの2つが今回あがってきていただいております。はい、どうぞ。

【委員】

前回言わせていただいたんですが、安全性を十分に考慮した中で、都市機能の誘導区域っていう形の考え方をさせていただきたいと言わせていただきました。その中で中期計画は中期計画で上げていただいてそれでいいんですが、次のですね、崩壊の件でございますが、この中で、まず、名張大橋、寺田病院を残すということでございますが、このどういう形で考えられたのかなというちょっと疑問点があります。それとあと、直接関係しておりませんが、かわまちづくり事業の範囲がこの絵だけでは、間違ってますので、かわまちづくり事業に関しましては、鍛冶町橋から、ここの黒田橋、新町橋、この辺の限界までの形になっていると思いますので、ちょっとこの辺だけちょっと、再度確認させていただきたいと思います。

【議長】

はい。いかがでしょう。主にまあ2件、ご意見賜っております。

【事務局】

まず、すみません。2点目のかわまちづくりににつきましては、申し訳ございません。

鍛冶町橋の、今この図面で右上のところに、ぎりぎり見えてるのが鍛冶町橋なのかなと思いますので、ちょっとそういった認識で、かわまちづくりのエリアで見させていただきたいと思います。

【委員】

この絵はあれですか。鍛冶町橋よりっていうよりもやなせ宿を越えたですね、本町の方の家のそこまでしか入ってないのと違いますか、これ。

【事務局】

ちょうどこの川の名張川のブルーで着色してある1番右上のところ、これが鍛冶町橋で。

【委員】

で入ってると判断していいですか。

【事務局】

はい。

【委員】

はい、わかりました。

【事務局】

かわまちづくり事業に対してはそういうことでございまして、もう1点につきまして、資料4の53ページをご覧くださいんですが、資料4の53ページ、今回の居住誘導区域の設定プロセスでございまして、こちらの中のオレンジ色というか加える部分、そして除く部分ということで作業しまして、一旦はこの除くのプロセスの中の9番で、家屋倒壊等氾濫想定区域は、やはり河岸侵食に関しましては、建物は当然関係ないので一旦外すべきということで外しておりますが、そのあとまた戻していく、それでもその居住誘導区域から、出てしまうとですね、都市機能自体に大きく影響が出るようなものとしてとらえている部分がございます、その中で、プロセスの10番の2番、あるいは4番になってこようかと思うんですけども、やはりこの名張川沿いの先ほどのかわまちづくりのエリアに入っている部分っていうのは名張市の旧初瀬街道沿いでございます、名張市の中心部分にございました。今もたくさんの街跡、登録文化財が残っている中でですね、同時に空き家の問題も出てきておりまして、この辺りについてはやっぱりなかなか居住っていうのは、非常に大きな課題として市も位置付けております。ですので、ここの部分から居住誘導を外していくということになってくるとで

すね、今後、現時点における、まちの発展等の素材になってくる可能性もありますのでですね、一旦は戻させていただきました。ただ、安全第一という観点を思っておりまして、なぜここで、ここの部分だけ戻させていただいたかと言いますと、やはり今現在です、この氾濫流と河岸侵食、家屋倒壊等氾濫想定区域については、想定がですね、レベル2といいまして、一番想定としては大きな影響を受けるレベル2のものしか情報データとしてはございませんので、今後、このデータがもう少し詳細に、例えば洪水浸水想定区域のような形で、いくつかのデータが出てまいりましたらですね、その際に改めて、見直していけばよいのではないかとということで、今回、加える作業の中でですね、また、居住誘導区域の方に戻させていただいたというところでございます。

【委員】

考え方はですね、その考え方でいいと思います。で、その中で、特に今言われました、にぎわい、ないしはまちなみについてですね、特に旧町の方の形は、居住誘導区域という形で取っていただければありがたいと思います。今の事務局言われるとおりですね。ただ、一番懸念したのは、トップにここの、まず積田神社の所からですね、名張川とこちらの比奈知の方から来てる所が、基本的に私が申し上げた一番危ない所だと代々教えられてきていますから、それがあのにこういう形をとられたのは何であろうかなということのご質問でございました。ただ、基本的な考え方は今事務局言われた形で、やはりにぎわいあるとこ、まちなかのところはですね、居住誘導区域にさせていただけると、基本的な考え方もそうしていただければ、経済の面からも、歴史文化についても、ありがたいという思いでございます。以上です。

【議長】

はい。ありがとうございます。かわまちづくり事業、いちばん最後の3番、3ページ目ですよね、2枚目のところで、一番わかりやすいのは、都市マスタープランのにぎわい創出エリア、まちなみ創出エリアに含まれているところを居住誘導区域に戻すということですし、先ほど委員がおっしゃっていただいたように、ここから名張のまちは発展しているっていうのは本当にこう歴史、由緒のある場所でございますので、そういう意味では、今後も防災に力を入れながら、或いは、都市機能も誘導もこう続けながら図りたいというそんな思いもついでということ言っていたのかなと思います。よろしいでしょうか。ほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】

はい。僕も基本的には今事務局の説明あったとおりでいいのかなと思うんですけど、見直す際に、今のこの理由って言えば、いろんな歴史的なものがあつたりとか、マスタープラン策定されているっていうところがあるんですけど、見直すときには、例えば危

険、本当に危険な地域だというふうな指定があれば、それ抜きでここを除外するという考えでよろしいですか。

【議長】

はい、どうぞ。

【事務局】

はい。その想定最大規模ではなくてですね、こういった段階的な配慮が出てきて本当に危険になった場合、そうになりましたらまた、こちらの委員会になるのか都市計画審議会になるのかちょっとわかりませんが、一応概ね5年ごとに見直しの時期がございますので、やっぱりたとえそういったエリアであっても、人間の命に危険性が及ぶようなエリアということが、詳細にわかってまいりましたら、その時にまたご審議いただくということになっております。

【委員】

わかりました。例えば、安全面がまず第一だなというふうな考えを持っておりまして、先に指定した後に外すって考えるとそうするとちょっとこう、市民の方々の感情もあると思うので、後から追加の方がいいかなと思います。データがそろってきたときに、本当に危険だという風に、本当にその指定ができるのかどうかということだけを確認したかったんですね。以上です。

【議長】

はい。ありがとうございます。定期的に見直しをかけていただくことと、敷地側もかなり意識をいただいて、さらわれないような形でしっかりと、ということではゆるまちづくりの中で、しっかりと防災を意識していただくということと同時進行かなと、先ほどのお話を聞かしていただいて思いました。他いかがでしょうか。

【委員】

すいません。

【議長】

はい、どうぞ。

【委員】

この立地適正化計画ですね、ちょっと私もちょっと認識できないところなんですけど、課題解決のですね、課題の抽出というのをやっていただいておりますけども、この施

策というのはですね、どこにも書かれてないような感じなんですけども、そういうのは、どうなの。

【事務局】

はい、議長。

【議長】

はい、どうぞ。

【事務局】

そうですね。まず方針のところ、資料1の39ページ、40ページ、41ページなんですけども、そこに課題解決のための施策を誘導方針にしてありまして、このような形で書かせてもらってます。

【委員】

すいません。

【議長】

はい。おそらく、その立地適正化計画のみではすべての課題が解決できないとは思いますが、様々な他の施策と組み合わせながら、その先ほどの課題を解決していくということにはなろうかと思うんですが、この課題しっかり抑えながら、立地適正化計画で上手く誘導できるものに関しては積極的にやっていこうと、まあこういう方向性でご理解いただきたいと思います。また、3番のところでも具体的に誘導施策とか出てまいりますので、あそこでもう少し踏み込んだお話もできるかなと思います。よろしいでしょうか。はい。他いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】

すいません。今まで各委員さん、意見言っていたいてる、都市防災の観点から考えると、今、居住誘導区域に戻すところですよ。で、委員がおっしゃられたように、指定しといて誘導して、5年の見直しで外すってなったときに、じゃあ誘導した責任はどこにあるんだとか。実際住まわれる方、こう感覚っていうか、持たれると思うんです。で、まあ戻すにあたって、合理的現実的な視点で、総合的に判断っていうのはあるんですけども、防災的に、こういうリスクがあるところだっていうのは、こうその中に明記されるっていうことなんですかね。こういう所だけでもっていうことは、はっきりこう明記をしておいた方が、良いような気がするんです。

【議長】

はい、どうぞ。

【事務局】

先ほどもプロセス説明させていただいたんですけれども、今ちょっと現時点で、どんな形で明記してるかっていうのは、まだちょっと考えてはないんですけど、今示させていただいているような、家屋倒壊氾濫想定区域に入っているという図面は、表記をしていく予定ですので、その中で、読み取っていただくということでやろうかなと思ってるんですが、このプロセスを戻していくというようなところで、できれば読み取れるような表記にしようかなというのは、現在考えております。

【議長】

はい、どうぞ。

【事務局】

この同じ資料4の97ページなんですけど、防災指針なんですけど、これ後から説明しようと思った部分なんですけれども、97ページの具体的な取組っていうところに、最初、文章で言葉だけなんですけれども、3行目の後ろの方から、居住誘導区域では、一部家屋倒壊等氾濫想定区域を含んでいますが、当該区域は想定最大規模であるため、各種のハード対策では対応できないため、避難の呼びかけや知識の普及などのソフト対策が重要です。当該区域は木津川上流河川事務所のホームページで公表されていますが、各戸に配布している市の災害ハザードマップには掲載されていないため、本防災指針でもエリアを示す等、普及啓発に努めます、みたいな感じで書いたんです。

【議長】

はい。まあ特に河川の災害はとっても難しいなあというふうに私は思っていて、資料の5の一番最初、1ページに書いていますように、今回真ん中の確率規模としても中頻度を取ってるわけですが、これ、想定最大規模の雨が違うかもしれない、ということで、どういうことが起こってくるかってのはわからないわけですね。だからその白か黒かっていうような判断ではなく、その今ここに住んでもいいと言われてる地区でもすごい雨が降れば危険性は増大するんだよという認識のもと、やはりこれは暮らし続けていただかないといけないわけですから、だからそういう意味では、この今問題という議論してる地域だけではなくてですね、全ての方々がやはり危険性を認識しつつ、もし何か起こった時にどうするかっていうところは考えていくっていうことを、再度先ほどの防災指針の中で続けていただきたいですし、危機管理の方なんかがご担当になると思いますが、やはりそういうような位置付けをしていただければなと思ってる

ころでございます。はい、どうぞ。

【委員】

はい。木津川上流の方ですね、こういった資料の方を提供させていただいてるんですが、ちょっとここだけですね、97ページ、今されているところで、想定最大規模っていう形でレベル2の形で書かれているということなんですけど、実はここ先ほど委員おっしゃいましたように、この条件でもっていうもんじゃないんで、逆にですね、じゃあ、どれだけの水の計算でやり直して資料提出したらええもんかって言うことじゃないのかなと思います。ちょうど資料の5にですね、家屋倒壊等氾濫想定区域っていうところで、氾濫流と河岸侵食ですね、これはまさに計算上のプロセスで、あと現地の条件ですね、堤防の高さ、川幅とかですね、河岸の高さとかそんな条件で計算した中での最大級を提示させてもらっているんですが、実際はそれ以外でも浸水想定区域として、どれだけ浸かるかとかね、継続時間がどれだけという話も、いろいろ提示させてもらっている中でどう記述するかという形で書いていただいたほうがいいかな。それが現状で、私共もかわまちづくりの方ですね、サポートさせていただいているわけでもありますので、そこが危険な箇所であるって話はあるのですが、防災の指針とかそっちの方になってくるかと思うんですけど。で、ちょっと話変わりますが、他の河川の氾濫区域なんですね、こういったところで、計画も実はされてるところがあって。レベル2って多分ほぼないと思うんですね。当然、危険な箇所って日本全国、もう氾濫地域、都市があるっていうのはもう宿命でもありますので、そういうことも踏まえてソフト面も含めてという形で、実際ちょっと条件的なところかかっています。危険性を加味した上でどうやっていくかというところで、実際データの方で今まとめさせていただいております。

【議長】

ありがとうございます。後程の議論とも重なるんですけど、防災指針の書きぶり、市民の方々に防災意識、誤解を与えないような形で、少し修正を加えていただければというふうに思います。

【委員】

すいません。

【議長】

はい。

【委員】

前回も前々回も議論してきている中で、今回、こういう区域については戻すという表

現されているけど、前回の提案があって前回は外すいうことでしたね。

【事務局】

はい。

【委員】

次、戻すと。だから前回の時に議論が継続したままやったと思います。

【事務局】

そうですね。

【委員】

この議論に関しましては、特に国土交通省さんにもいろいろ相談していただいて、防災の面も相談していただいて、してくれたらどうですかってことで終わっていると思います。それで最終結論されてこういう結論で出された時に、最初から私らは出ていますから理解しますけども、途中から出た方は戻すということに関しては、協議した中で前回のやつをこっちへという形で協議を戻して戻したわけでございますけど、この表現がなかなか難しいんじゃないですか。決まったやつをこっちにしたという形では解釈しますけど、そんなことございませんか。

【議長】

はい。

【事務局】

指定のプロセスとしましては、やはり戻すという形には・・・

【委員】

まだ前回提案されて、外すということを議論した中で、再度検討することやったね。一応戻すって表現ではない。別にそれどっちでもないですよ。

【事務局】

こちらの今やらせていただいている議論でいうと、前回外したのを戻すということで間違いございません。

【委員】

いいですね。はい、わかりました。

【議長】

はい。よろしいでしょうか。

【委員】

すいません。川のところじゃないんですがよろしいですか。

【議長】

はい、どうぞ。

【委員】

はい。57ページの土砂災害の特別警戒区域のところなんですけども、ここで、昭和50年以降、最後の方なんですけども、梅が丘、百合が丘、さつき台にある、特別警戒区域などについては、開発許可を受けているので安全が担保されていると考えているんですけども、これ実際、団地内の特別警戒区域とかの計画もですけども、これは法律的な土砂災害特別警戒区域に関する規制を受けるということですよね。色がついてる区画については安全が担保されてるって行政で言っているんだったらそれはクリアになるのかなっていうふうに思われなかなってちょっと思ったんですけども、法律は法律で当然生きてくるってということで、同じ住宅地内にあっても色がついてる区画とついてない区画と比較したときに、それなりの対策が必要になってくるとかっていうことは考えないといけないってということですよね。その表記の仕方が、この団地だったら警戒区域でも大丈夫なのかなというふうに誤解を招かないかなと思ったんで言わせていただきました。

【議長】

はい、どうぞ。

【事務局】

はい、ありがとうございます。この土砂法につきましては、土砂災害の特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンについてはやはり建築の制限も確認申請をとる時点ではかかってしまうんですけども、イエローゾーンも、土砂災害の警戒区域はあくまでも危険性があるという警戒をしてくださいというエリアで建築をすることもできるという法律になっておりますので、やはり住むに安全かどうかでいうと、危険に近い場所ではあるんですけども、土砂法の中でも建物を建てるってということが認められてる土地なので、そこまで規制をかけてしまうと、ちょっとやり過ぎてしまうところがあると。加えて、開発許可を取っている団地については、一定の技術基準に基づいて造成されておりますので、あくまでも土砂法の危険区域を調査する指針っていうのは土地の形状なん

かだけ見てやっていくものなので、開発許可の技術に基づいて想定されてるところについては、安全であるということですね。居住誘導区域にはまた戻しているということでございます。

【委員】

まあ、わかりました。担保されてるっていう言葉がどうなんかなと思ったんですよね。はい、わかりました。

【議長】

はい。例えばその一定の安全性のチェックがされているぐらいのニュアンスの方が、担保っていうのは保証しているっていうように聞こえるので、安全性をチェックされていると考えて戻すっていう、まあ少しくニュアンスを変えていただくと誤解を招かないかなと思いましたので。はい、ほか、いかがでしょうか。まあそれでは様々ご意見賜りましたけども、方向性とすれば資料の5の、今回の提案ということで、立地適正計画の方の中にこう書き込むということでよろしくをお願いします。はい。どうぞ。

【事務局】

議長すみません。プロセス8番の洪水浸水想定区域の方は、もうこれは中期でよろしかったでしょうか。

【議長】

はい。よろしいですかね。あまり意見出てございませんので。はい、どうぞ。

【委員】

中期は、ちょっと書いていないですけど、大体、令和15年ぐらいですね。今、国で整備してる河川整備計画で令和33年ぐらいですけど、まあその真ん中ぐらいです。

【議長】

前回の提案は、かなり危険側に寄せた計画でしたけども、少し緩めるといえるか、経済的なあるいは居住的な機能も含めて、少し危険から安全な方に暮らしていただくという考えかなというふうに思います。はい、よろしいでしょうか。はい、それでは、今日ご提案の内容でまた書き込んでいただければというふうに思います。それでは続いて、誘導施策、目標値の検討に移りたいと思います。事務局からお願いします。

【事務局】

それでは、資料4の61ページをご覧くださいませでしょうか。都市機能誘導区域に

誘導施設とは、船主の居住

誘導施設の設立にあたっては、その施設が都市機能誘導区域外に立地した場合、不便のまじづくりに与える影響や、既に都市機能誘導区域内に立地しており、今後も必要な機能の区域外への転出・流出を防ぐために誘導施設として定めることも考えられることから下記の3点の理由に基づき誘導施設を設定しました。

機能	拠点が提供するイメージ	既存の施設	新築施設	設定理由等
行政・生活	中核的な行政機能		市役所 (理由①)	●市の中心部に位置し、公共施設等により多くの人が利用しやすい立地であることから、このような立地を維持し、新築施設に位置付ける。
	日常生活を営む上で、必要となる行政窓口機能等	●各都市役所		
介護福祉・生活	市町村全域の市民を対象とした高齢者福祉の確保、相談の窓口としての拠点となる機能	●各都市地域包括支援センター ●各まちの保健室 ●老人福祉センター「いれあひ」 ●各都市子ども発達支援センター	地域包括支援センター (理由③)	●高齢者の包括的な支援の中心の役割を果たすことから、新築施設に位置付け、現在の立地を維持する。 ●高齢者福祉施設等は新築施設には設定しないが、各都市等に基づき市域全体を見通した施設配置を図る。
	高齢者の自立した生活を支え、又は日中の介護、見守り等のサービスを受けるとことができる機能	●各高齢者福祉施設 ●各障害福祉施設		

機能	拠 点	図が示す内容 イメージ	既存の施設	誘導施設	設定理由等
子育て支援	中心 地域・生活	市町村全域の市民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能 子どもを持つ世代が、日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能	・名張市子どもセンター ・名張市子ども支援の窓口がやき ・各保育所等 ・各こども園 ・各幼稚園 ・各放課後児童クラブ ・各児童館	子どもセンター (理由①)	●子育て支援に係る幅広い機能を果たすことから、誘導施設に位置付け、現在の立地を維持する。 児童保育所等、こども園、幼稚園については誘導施設には設定しないが各計画等に基づき市域全体を見通した施設配置を図る。
商業	中心 地域・生活	時間短縮型のショッピングニーズなど、様々なニーズに対応した買い物、食事を提供する機能	・各スーパー ・各ドラッグストア ・各コンビニエンスストア ・各小売り店	総合スーパー (理由①②) 食品スーパー (理由①②)	●市域各所からの公共交通アクセス性に優れる中心拠点到に必要な機能であるため、誘導施設に設定する。 近郊総合スーパーとは、従業員が50人以上で、衣、食、住にわたる各種商品を小売りし、いずれの小売売場率に10％以上70％未満の範囲にあるものとする。 食食品スーパーとは、食料品の取扱量が70％以上で、売り場面積が250㎡以上のものとする。
医療	中心 地域・生活	総合的な医療サービス（二次医療）を受けることができる機能 日常的な診療を受けることができる機能	・各病院 ・各診療所 ・各小児科支援センター	病院 (理由①②) 診療所 (理由①②)	●総合的な医療サービスを受けることができる機能は、市域各所からの公共交通アクセス性に優れる中心拠点到に必要であるため、誘導施設に設定する。 ●診療所は市域各所での立地が望ましいが交通結節点への新たな誘導を理由に、誘導施設に設定する。

誘導施設とは、都市の居住者の共同の福祉や利便のために必要な施設であり、都市機能誘導区域ごとに必要な施設を定めます。設定理由としましては、3つ考えまして、区域内の立地を維持したい施設と区域内に新たに立地を誘導したい場合、区域外への立地を抑制したい場合の3種類で考えました。国が提示するイメージと、既存の施設で検討しまして、誘導施設を考えました。まずは市役所です。設定理由は、1番です。次が、地域包括支援センター。設定理由はこちらも1番です。次、ページをめくっていただきまして、子育て支援機能なんですけれども、こちらは、子どもセンターを誘導することにしました。こちらも理由は1番です。商業は、総合スーパーと食品スーパーを入れました。理由は、1番と2番、維持したい理由と新たに立地を次は、病院と診療所です。こちらも理由は、1番と

機能	拠 点	図が提示する イメージ	既存の施設	誘導施設	設定理由等
金 融	中 心	決済や融資などの金融機能を提供する機能	・各銀行 ・信用金庫各店	—	駅中心拠点到隣らず。市域各所での立地が望ましいため、商業施設に限定しない。
	地域・生活	日々の引き出し、預け入れなどができる機能	・ふるさと農協各店 ・労働金庫 ・各郵便局		
教 育 文 化	中 心	市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点をとする機能	・名張市青少年センター (adsホール) ・名張市立図書館 ・名張市武道交流館 いきいき ・名張市教育センター	文化会館 (確由①)	●共に中心拠点での立地が望ましい機能であるため、誘導施設に設定する。 ※文化会館とは社会教育課で運営する床面積300以上のホールを有するものとする。 ※図書館とは図書館法第2条に定める図書館とする。
	地域・生活	地域における教育文化活動を促せる拠点となる機能	・名張市郷土資料館 ・名張市総合体育館 (マツマタSSKアリーナ) 等	図書館 (確由①)	
ほ かり	中 心	・各市民センター ・各小中学校 ・各中学校 ・各高等学校 ・各専修門学校 ・看護専門学校 ・名張市防災センター	・各市民センター ・名張市産業商展センター アスピア ・名張市消防本部 ・各消防署 ・名張警察署 ・木津川上流川事務所 ・旧総川部やせ沼 ・名張斎宮家邸 等	防災センター (確由①)	●共に中心拠点での立地が望ましい機能であるため、誘導施設に設定する。 ※防災センターとは、名張市防災センターの設置及び管理に関する条例で定める防災センターとす。
	地域・生活	・各市民センター ・各小中学校 ・各中学校 ・各高等学校 ・各専修門学校 ・看護専門学校 ・名張市防災センター	・各市民センター ・名張市産業商展センター アスピア ・名張市消防本部 ・各消防署 ・名張警察署 ・木津川上流川事務所 ・旧総川部やせ沼 ・名張斎宮家邸 等	消防本部 (確由①)	

教育文化というところで、文化会館の理由が1番、図書館も1番です。その他としまして防災関係、防災センターが理由1番、消防本部も理由1番、以上のものを誘導施設として設定いたしました。ページめくっていただきまして、64ページですけれども、こちらは都市機能誘導区域の設定プロセスでございます。

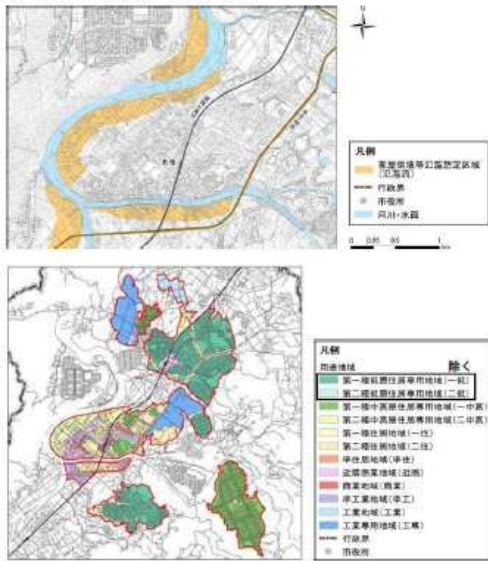
(2) 都市機能誘導区域の設定

都市機能誘導区域については、下記の方針により設定します。

(都市機能誘導区域設定プロセス)

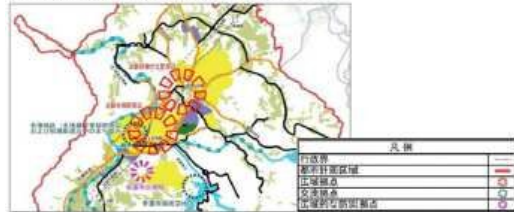
① 居住誘導区域内であること

居住誘導区域内に設定します。ただし、居住誘導区域の設定プロセスではなかった家屋倒壊等氾濫想定区域の氾濫流の区域も除くこととします。また、用途地域が第一種低層住居専用地域と第二種低層住居専用地域の区域は、低層住宅の良好な環境を守るための地域であるため、都市機能誘導区域から除きます。



② 区域マスタープランの広域拠点に即する

三重県の区域マスタープランの広域拠点は、集約型都市構造の要として、さらに居住や都市機能を誘導する地区で、多様な都市機能の集積・強化や周辺での生活関連機能の向上を図る拠点です。本計画は区域マスタープランに即することとされていることから、この拠点に合わせて中心的な都市機能誘導区域を設定します。



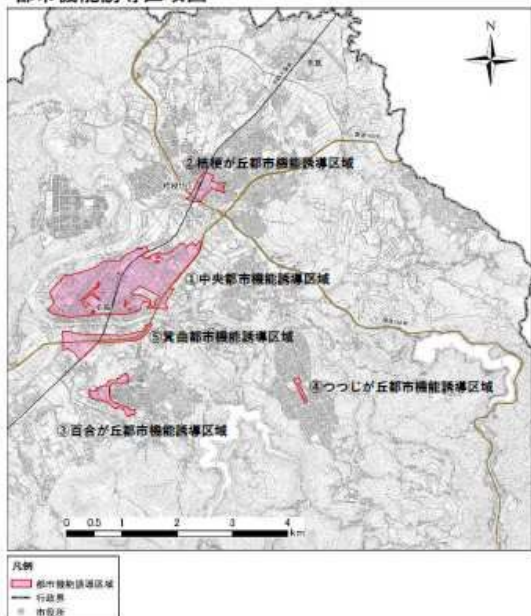
③ 都市全体における人口推計や、施設の充足状況・配置を勘案する

人口密度や高齢化率の推計、食品スーパーの分布と徒歩圏（19ページ参照）。名張市の地域公共交通に関する市民アンケートの調査結果（29ページ参照）を元に、設定した誘導施設の中で特に複数必要と考えられる食品スーパーの立地について検討した結果、中心部のほか、桔梗が丘駅周辺、165号線沿い（箕曲地域）も、つつじが丘に設定します。

まず1つ目が、居住誘導区域内であること。居住誘導区域内に設定します。ただし、居住誘導区域の設定プロセスではなかった家屋倒壊等氾濫想定区域の氾濫流の区域も除くこととします。また、用途地域が第一種低層住居専用地域と第二種低層住居専用地域については、低層住宅の良好な環境を守るための地域であるため、都市機能誘導区域から除きます。隣のページ2番ですが、区域マスタープランの広域拠点に即する、三重県の区域マスタープランの広域拠点は集約型都市構造の要として、さらに居住や都市機能を誘導する地区で、多様な都市機能の集積・強化や周辺での生活関連機能の向上を図る拠点です。本計画は、区域マスタープランに属することとされていることから、この拠点にあわせて中心的な都市機能誘導区域を設定します。そして、3つ目ですが、都市全体における人口推計や施設の充足状況・配置を勘案する。人口密度や高齢化率の推計、食品スーパーの分布と徒歩圏、名張市の地域公共交通に関する市民アンケートの調査結果をもとに設定した誘導施設の中で、特に複数必要と考えられる食品スーパーの立地について検討した結果、中心部のほか、桔梗が丘駅周辺、165号線沿い、箕曲地域そし

てつつじが丘に設定します。ということで、次のページをご覧ください。こちらがそれに基づき設定しました都市機能誘導区域です。5つございます。それぞれの説明を67ページに記載しております。

都市機能誘導区域図



①中央都市機能誘導区域

中心拠点に必要な公共施設や大規模な医療機関、大型の商業施設を設定します。

【誘導施設】 市役所、地域包括支援センター、防災センター、消防本部、文化会館、図書館、病院、総合スーパー

②桔梗が丘都市機能誘導区域

食品スーパーのほか、交通結節点にふさわしい施設を設定します。エリアは用途地域の近隣商業地域と準工業地域の箇所とします。

【誘導施設】 総合スーパー、食品スーパー、病院、診療所、図書館、市役所の支所、地域包括支援センターの支所、子どもセンターの支所

③百合が丘都市機能誘導区域

現在の立地、機能を維持したい施設を設定します。エリアは百合が丘地区地区計画の業務地区とします。

【誘導施設】 病院、子どもセンター

④つつじが丘都市機能誘導区域

将来、人口密度を維持したまま高齢化率が高くなることが想定されるため、生活の利便性を維持するための施設を設定します。エリアはつつじが丘地区計画の商店街エリアとします。

【誘導施設】 食品スーパー

⑤箕曲都市機能誘導区域

市の南部地域の居住者の生活利便性を維持するため、施設を設定します。

【誘導施設】 食品スーパー

1つ目が、中央都市機能誘導区域。通信拠点に必要な公共施設や大規模な医療機関、大型の商業施設を設定します。誘導施設が市役所、地域包括支援センター、防災センター、消防本部、文化会館、図書館、病院、総合センターです。2つ目が、桔梗が丘都市機能誘導区域。食品スーパーのほか、交通結節点にふさわしい施設を設定します。エリアは用途地域の近隣商業地域と準工業地域の箇所とします。誘導施設は、総合スーパー、食品スーパー、病院、診療所、ここまでは、前々回の会議でご説明したんですが、その後、地域との協議検討会が始まりまして、地域の要望も含めましてちょっと加えさせていただきました。図書館と市役所の支所、地域包括支援センターの支所、子どもセンターの支所です。この地域包括支援センターと子どもセンターの支所というふうに具体的には地域の方はおっしゃってないんですけども、61ページから63ページで設定しました誘導施設に合わせてこのような記載の形にいたしました。3つ目が、百合が丘都市機能誘導区域。現在の立地、機能を維持したい施設を設定します。エリアは百合が丘地区、地区計画の業務とします。誘導施設は病院と子どもセンターです。4つ目が、つつじが丘都市機能誘導区域。将来、人口密度を維持したまま高齢化率が高くなることが想定されるため、生活の利便性を維持するための施設を設定します。エリアは、つつじが丘地区計画の商店街エリアとします。誘導施設は、食品スーパー。最後、5番目の箕曲都市機能誘導区域。市の南部地域の居住者の生活利便性を維持するため、施設を設定します。

5. 誘導準備区域について

凡例

- 緑色区域：都市機能地域
- オレンジ線：行政区界
- 黄色点：市役所

●は現在、立地している都市機能施設
▲は現在、周辺に立地している都市機能施設

【議長】

といってこれができるというものではないということです。その書き込んだ誘導施設に関しましては、この地域に書き込んでいないところで設置させる、作る場合は、30日前までの届け出が必要になってくるというそういうひと手間かかるというところがございますので、ここに書き込んだからといってできるわけでもないし、書き込んでないところでひと手間かけていただくとできるということにもなりますし、その辺りが非常に緩やかな誘導になってまいります。ということ为前提に、再度これでいいのかどうかというところで聞いていただければと思いますが、いかがでしょうか。何かご質問、ご意見ございましたらお願いします。区域よりも誘導施設の方から見ていただいて、今書かれている地域で届出なしに作るということでもよろしいでしょうかという方がわかりやすいかなと思います。私、気になってるの食品スーパーなんですけどね。

【事務局】

はい。

【議長】

これ、書き込んだ方がいいのか、書き込まない方がいいのかっていうところなんですけど、今、食品スーパーが書かれているのは、桔梗が丘とつつじが丘と箕曲都市機能区域ということになってくるんですけどね。じゃあそれ以外のニュータウンでは、食品スーパーは、手間をかけさせて立地させるのかとか、そういうことになってしまいますよね。だから、この辺り微妙だなっていう気はしてるんですけど。かと言って、すべてのニュータウンの中心部を、都市機能誘導区域にするというのも、ちょっとこうそれもこうやりすぎだと思うので、そういう意味では食品スーパーはちょっと細かすぎるのかなあという気もしないではございません。

【事務局】

確かに今ここにあります百合が丘、つつじが丘以外にも、桔梗が丘もそうですけど、梅が丘という規模の大きい団地もございますし、場合によってはというところなんですけども、やっぱり都市機能を集約していく、特に、今この2番の桔梗が丘の誘導区域につきましては、今現状、非常に桔梗が丘の駅前が空洞化しておりまして、名張市の大きな課題になっているところなんです。で、何とかそこに今、近鉄百貨店が空き家の状態で、巨大な空き家がございます。ここになんとか食品スーパーの申請が届出が出た時に、何とか誘導したいという思いのあらわれでございます。そこを意識しているという。今、意識しているんですけども、ただ、つつじが丘ですとか、箕曲地区についてはもう既にそういったスーパーってのはありますし今後も必要になってくるという思いでこういう設定をさせていただいてます。

【議長】

まあ先ほどのご説明でいうと、もし、桔梗が丘以外のところで食品スーパーを出店させたいという事業者が出てきたときに、あそこで出すんだったら桔梗が丘の方で出店していただけませんかねということになるわけですね。

【事務局】

はい。そういうことをしたいという思いがあって。

【議長】

そうなりますかねっていうのも含めて、ちょっと見えないところがあるんですけど、はい、どうぞ。

【委員】

あの、両方言われた。言いたかったんですけど、この議論とちょっと横へ逸れるので、ちょっと言わなかったんですけど、まずこれから見ると、本当に県がですね、市が議論として特にこの中央の名張地域、桔梗が丘地域、決めて、今後、集約地域にしていこうとした中でですね、ここの桔梗のスーパーが抜けたまま、現状来るのは難しいと思います。私がいうのもおかしいです。県さんもありますから、聞いていただいたんですけど、本当難しい。この中でですね、こういう機能してるかって本当にこれでいいかなって疑問点残っとるんです。でも、住民の数なんやったら、その必要性があるかなと思いますので、この辺はやはり市としてですね、また県にもご協力いただいて、この辺の誘致なり何なりちゃんとしていただいて、それと開発を許可した市として、近鉄さんもやっぱりそこでした責任があるんやからもうちょっと協力するような形でもっとやってもらわないかんというのがあります。ちょっと今回ちょっと意見逸れますから、これはくれぐれも、市も県も含めてですね、近鉄に関して徹底してやっぱり言うべきではないかという思いをしています。それと、あとつつじが丘もスーパー、津のスーパーさん抜けました。住民が一生懸命いろんな要望活動したわけです。それを大阪の業者さんが来て地域住民と交流があって、私が会った時は利益上げるって言ってました。また新たに出されてる形で、そういう形でとっておられますけど。やはり1つの地域で運営していこうというのは、地域住民とともにしていかなければ難しいところがありますんで、今もスーパー、スーパーって私もちょっと疑問に思いましたけど、まあそういう形が必ず生活拠点として、誘導区域としては必要なところなのという思いはしております。あの、ただちょっと逸れてますけど、今現状としてはそういうところですので、やはり市のいろんな施策をするわけですから、皆さん協力してやっていって欲しいなというふうに思います。

【議長】

はい。先ほどからお聞きしていると、桔梗が丘だけではなくて、ほかもそうですけど、食品スーパーをできるだけ、市役所の方もこういう誘導したいという意気込みというか、姿勢を見せるということで書き込んでいるのであればいいのかなと。まあ先ほどから申し上げていますように、もし、ほかの所で立地させたい時も30日以内にまでに届出すれば済むはずですのでね、そこはそんなに大きな問題ではないかなというふうに思います。で、ちょっとこれはもう先ほど、委員の話をお聞きしていて、私も前も申し上げましたように、去年、近大高専の会場で入試の試験がありまして、で、ルートインで2泊3日泊まってまして、車で来るなど言われましたので、もう徒歩でしか動けなかったわけですね。で、どっか食べに行きたいっていても桔梗が丘の駅前はまだほとんどないということで蔵持まで歩けばそれなりにあるわけですね。多分スーパーも同じだと思うんですね。車使える方は多分蔵持のいろんな施設をお使いになっているので、桔梗が丘に何持ってきてもうまくいかない。距離はほとんど変わりませんからね。多分そういう状況を、住民の方も含めてもっとその自分が車を運転できなくなった時のことを想定して、桔梗が丘の駅前とか桔梗が丘のニュータウンの中にそれなりのお店を持ち続けられるような購買行動していただかないと、多分おそらく蔵持の方にどんどん人が流れていくだろうなと思いますのでね、ちょっとそこは協議会の地域のまちづくりの方々も含めて、ちょっと自分たちの生活行動も含めて一緒に頑張りましょうっていうストーリー、これここではないですけどね、別途のところでやっていただきたいと思います。はい、ほか、いかがでしょうか。

【委員】

すいません。

【議長】

はい、どうぞ。

【委員】

箕曲の都市機能誘導区域の所の地図なんですけどね。今ちょうど車屋さんのオートバックスのこちらにかなり土地が空いていますよね。

【事務局】

はい。元店舗の跡地。

【委員】

店舗の跡地、あれはこの地図には含まれておるんですか。

【委員】

ちょうど端ですよ。いろいろやっていると。だから、あそこに関しても市に早く申請降りては？なんやけどなあ。申請してもう半年、1年前か。

【事務局】

今現在の事業者ですか。はい、そうですね。

【委員】

いろんな問題があって延びてみたいですけどね。

【議長】

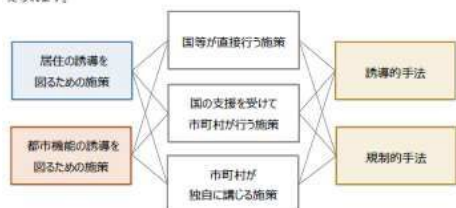
はい。ありがとうございます。先ほどから委員さんおっしゃっていただいているように、その誘導区域に指定し、誘導施設に指定したとしても、それだけでは上手くいきませんので、また商業振興の施策とともに一緒にやっていただく必要はあるのかなというふうに思いますが、いかがでしょう。とりあえず今の書きぶりでというところでしょうか。はい。ありがとうございます。それでは続きまして、誘導施策と目標値の設定に移りたいと思います。これもまずはご説明いただければと思います。

【事務局】

それでは資料4の71ページ、72ページをご覧ください。

1. 誘導施策

誘導施策には都市の居住を誘導するために市町村が講ずべき施策（居住の誘導を図るための施策）と、必要な土地の確保、費用の補助その他の当該都市機能誘導区域に当該誘導施設の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策（都市機能の誘導を図るための施策）があります。また、国などが直接行う施策、国の支援を受けて市町村が行う施策、市町村が独自に講じる施策の3種類があり、手法としては、誘導の手法と規制的手法の活用が考えられます。



（1）金融支援・税制措置

- 民間都市開発推進機構によるまち再生出資・・・誘導施設の整備に対して出資
 - 都市機能の誘導区域の外から内への事業用資産の買換特例・・・80パーセント課税繰り延べ
 - 誘導施設の整備の用に供するために土地等を譲渡した場合の買換特例・・・軽減税率、居住用資産の100パーセント課税繰り延べ
 - 誘導施設とあわせて整備される公共施設、都市利便施設への固定資産税及び都市計画税の特例措置・・・5年間、5分の4に軽減
- （すべて令和5年1月1日現在の情報）

（2）届出制度の運用

①居住誘導区域に係る届出制度

居住誘導区域外で下記のような住宅開発等に係る開発行為又は建築等を行う場合は届け出が必要になります。届出を受検した結果、当該行為が行われた場合に何らかの支障が生じると判断した場合は、協議・調整の上、勧告等に必要な措置を行うことになります。

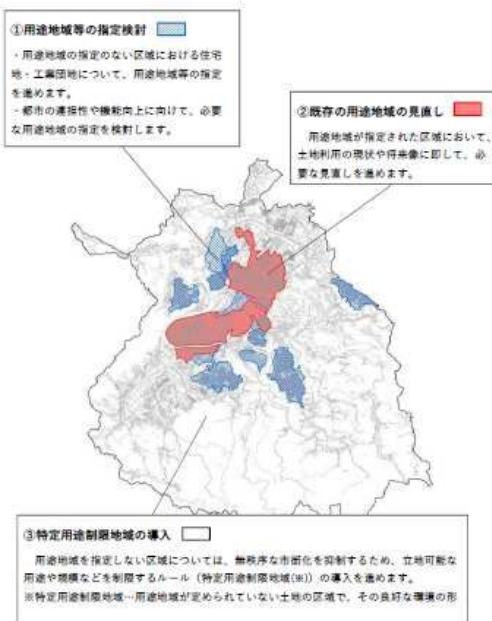
開発行為	建築等行為
①3戸以上の住宅の建築目的の開発行為	①3戸以上の住宅を新築しようとする場合
②1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1000㎡以上のもの	
③住宅以外で、人の居住の用に供する建築物（寄宿舍や有料老人ホーム等）として条例で定めたものの建築目的で行う開発行為	②住宅以外で、人の居住の用に供する建築物（寄宿舍や有料老人ホーム等）として条例で定めたものを新築しようとする場合
	③建築物を改築し、又は建築物の用途を変更



まず、誘導施策からですが、誘導施策には都市の居住を誘導するために市町村が講ずべき施策、居住の誘導を図るための施策と必要な土地の確保、費用の補助、その他の当該都市機能誘導区域に当該誘導施設の立地を誘導するために市町村が講ずべき施策、都市機能の誘導を図るための施策があります。また、国などが直接行う施策、国の支援を受けて市町村が行う施策、市町村が独自に講じる施策の3種類があり、手法としては、誘導的手法と規制的手法の活用が考えられます。誘導施策としまして、6つあります。まず1つ目が金融支援・税制措置です。これは国などが直接行っていただく施策となります。そして2つ目が、届出制度の運用です。先ほどから言っていたとおりです。居住誘導区域に係る届出制度と、次のページめくっていただいて74ページ、都市機能誘導区域に係る届出制度。以前、会議で説明させていただきましたので今日は省略させていただきます。そして、3つ目が用途地域等の見直しといたしました。集約連携型の持続可能な都市づくりのため、2014年、平成26年に用途地域等の見直し方針を策定し、用途地域等の指定等を進めています。適切な土地利用の規制を通じて、居住環境の魅力を高め、誘導の推進を図ります。4つ目が公共交通の充実。利便性の高い公共交通の充実により居住環境の魅力を高め、誘導の推進を図りますということで、名張市地域公共交通計画の基本方針に基づく主な事業を記載いたしました。例えばですけども、市街地循環バス、ナッキー号の継続運行と見直し、地域交通、コミュニティバスの継続運行と再編、商業施設等への乗り入れの強化などでございます。

（3）用途地域等の見直し

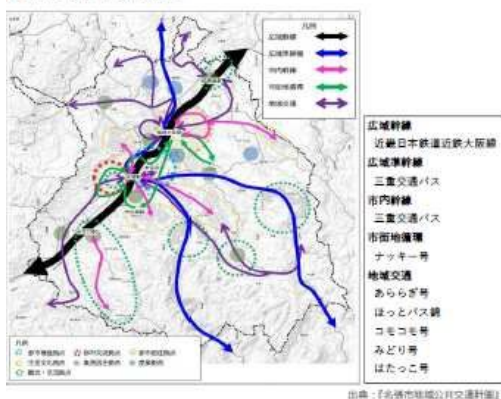
集約連携型の持続可能な都市づくりのため、2014年（平成26年）に『用途地域等の見直し方針』を作成し、用途地域等の指定等を進めています。適切な土地利用の規制を通じて居住環境の魅力を高め、誘導の推進を図ります。



（4）公共交通の充実

利便性の高い公共交通の充実により居住環境の魅力を高め、誘導の推進を図ります。

- 『名張市地域公共交通計画』の基本方針に基づく主な事業
- 市内外へのアクセスを確保するための公共交通網を維持し、鉄道、路線バス、コミュニティバス、タクシーが円滑に連携したネットワークの充実を図ります。
 - 〔主な事業〕市街地循環バス（ナッキー号）の継続運行と見直し、地域交通（コミュニティバス）の継続運行と再編、商業施設等への乗り入れの強化
 - 交通結節点における乗継環境の改善や情報提供の充実等環境整備を進め、誰にとってもわかりやすく使いやすい公共交通を目指します。
 - 〔主な事業〕乗継拠点の一体的整備（待合環境の整備、施設的美化等）、乗継拠点における総合案内板の充実等わかりやすい運行情報・乗継情報の提供
 - 持続可能な公共交通を目指し、関係団体と協働による事業の実施やバスへの愛着の醸成、新たな移動モードの導入検討などを進めます。
 - 〔主な事業〕乗継割引制度の導入、転入者への公共交通に関する情報提供、関係機関との連携による鉄道・バス利用促進



(5) 都市構造再編集中支援事業の検討

『都市構造再編集中支援事業』とは、立地適正化計画に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へと再編を図ることを目的とする事業です。民間事業者等への情報提供及び協働により当該事業の効果的な活用を検討し、必要な都市機能及び居住の誘導を図ります。

事業主体：地方公共団体、市町村都市再生協議会、民間事業者等
 国費率：1/2（都市機能誘導区域内等）、4.5%（居住誘導区域内等）
 施行地区：立地適正化計画の「都市機能誘導区域」及び「居住誘導区域」、その他
 対象事業：市町村…都市再生整備計画に基づき実施される事業等のうち立地適正化計画の目標に適合するものをパッケージで支援
 民間事業者等…都市再生整備計画に位置付けられた都市機能誘導区域内の誘導施設等の整備



出典：国土交通省「都市構造再編集中支援事業（国費支援制度）」の概要より一部加工

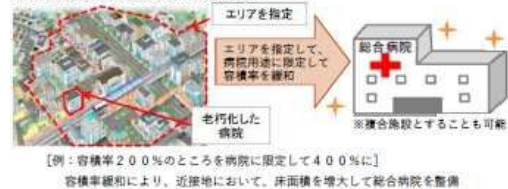
(6) 特定用途誘導地区の検討

『特定用途誘導地区』とは、都市機能誘導区域内で当該地区を都市計画に定めることにより、誘導施設を有する建築物について容積率と用途制限を緩和するものです。民間事業者等への情報提供及び協働により当該地区の効果的な活用を検討して必要な都市機能の誘導を図り、居住の誘導にもつなげます。

特定用途誘導地区に関する都市計画に定める事項：
 ・その全部または一部を誘導すべき用途に供する建築物の容積率の最高限度
 ・建築物等の誘導すべき用途
 ・建築物の高さの最高限度（市街地の環境を確保するために必要な場合）



【例：誘導施設として病院を定めた場合】



出典：国土交通省「都市計画通商設計における立地適正化計画に係る概要」より一部加工

次のページ、5つ目が都市構造再編集中支援事業の検討。この都市構造再編集中支援事業といいますのは、立地適正化計画に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導、整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組み等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へと再編を図ることを目的とする事業です。民間事業者等へのこの事業の情報提供及び協働により、当該事業の効果的な活用を検討し、必要な都市機能及び居住の誘導を図ります、といたしました。最後が次のページ、78ページです。6つ目としまして、特定用途誘導地区の検討といたしました。この特定用途誘導地区は、都市機能誘導区域内で当該地区を都市計画に定めることにより、誘導施設を有する建築物について容積率と用途制限を緩和するものです。こちらにも民間事業者等への情報提供及び協働により、当該地区の効果的な活用を検討して必要な都市機能の誘導を図り、居住の誘導にもつなげます。最後79ページは、目標値の設定でございます。

2. 目標値の設定

本計画の進捗や施策の効果を定量的に把握するために、評価指標及び本計画の対象期間である概ね20年後の目標値を下記のとおり設定します。

目標指標	基準値	目標値
居住誘導区域内の人口密度	●●人/ha	●●人/ha

※基準値は2023年（令和5年）●●人/haは現在の値とする

目標指標	基準値	目標値
市内の公共交通に対する満足度	40.6%	基準値以上

※基準値は『2022年度（令和4年度）名張市総合計画「新・理想郷プラン」にかかる市民意識調査』の値とする

目標指標	基準値	目標値
名張市の住みごちについての市民満足度	85.0%	基準値以上

※基準値は『2022年度（令和4年度）名張市総合計画「新・理想郷プラン」にかかる市民意識調査』の値とする

本計画の進捗や施策の効果を定量的に把握するために、評価指標及び本計画の対象期間である概ね20年後の目標値を下記のとおり設定します、ということで、1つ目が居住誘導区域内の人口密度、2つ目が市内の公共交通に対する満足度、3つ目が名張市の住みごちについての市民満足度、といたしました。誘導施策と目標値の設定については以上でございます。議長、よろしくお願いいたします。

【議長】

はい。ありがとうございます。今まではどちらかっていうと、区域設定を中心に議論をさせていただきましたけれど、いわゆる誘導のための、いわゆる餌ですね。メリットを出す施策もございますので、ここを改めて、今日ご提出いただいたということでございます。いかがでしょう。何かご質問、ご意見ございましたらよろしくお願いします。はい、どうぞ。

【委員】

私、自分の居住地区が錦生地区になりまして、もう都市の真ん中からは当然外れている地区に住まわせていただいております。で、コミュニティバス、ほんとバス錦っていうのが近くを走っている形になっております。もちろん、もう自分の上三谷地区になるんですけども、11軒しかなくて、ほとんどが高齢者という住まいになっています。隣地区の竜口地区に関しましても同じような状況で、子どもがほとんどいないような状況の中で成り立っています。都市のコンパクト計画は今後何十年後かを見据えていくと大切な計画だなと考えて参加させていただいています。で、その真ん中以外の農村地区っていうんですかね。その地区のことをちょっとと言わせていただきますと、高齢化が進みまして高齢者施設は地域全体に散らばっていますのでその点に関してはいいかなと考えているんですけども、ちょっといろいろ問題点があり、施策とかも書いていただい

ている中で、高齢者が安心安全にして暮らせるようにとか、ライフスタイルに合った形をっていうのもいろいろ考えていただいていますし、今ここに公共交通の充実っていう形も書いていただいているのでいいと思っているんですけども、実際、ほっとバス錦なんかでも、今どんどん15年目に入っているんですけども、当時31日の平均利用者が32人だったのが、今はもう半数以下になってるようなのが実際でございます。当然、市からの補助金をいただいて、隣ちょっと奈良のほうからの補助金もいただいて、運営は何とかかんとかしているような状況ではあるんですけども。で、実際、当然車が多い地区にはなってきます。で、近くは赤目の駅になりますので赤目まで車で行ってそこから動くという形、ないし、もうスーパーには当然車で行くっていうのはほとんどの地区になってございます。で、移動のスーパーやないしお店なんかね、車で来ていただくのがある中で、ちょっと助かっている家庭もある中ですが、なかなか交通を充実させていくっていう中で、実際赤字経営でやってるのがコミュニティバスですし、実際その本数がやっぱりどうしても少ない形になるもので、なかなかその欲しい時間帯にないので、自分たちも将来車が乗れなくなったらっていうのも見据えて作ったコミュニティバスではあるんですけども、実際、この赤字を補填するっていうのが難しいような状況です。で、もっと乗ってもらおうと思っても、やっぱり、その乗りたい時間帯にないもので結局駅まで送り迎えしてもらうであってというのが実情のように思っております。その中で、将来まあ緩やかになっていくことなので10年後20年後を見据えての今の話だと思うんですが、そのやっぱり交通、いろいろよそのコミュニティバスさんのことはちょっと詳しくはわからないんですけども、そういうところの充実っていうのは、もちろんお金がかかってくる話にはなってくると思いますし、そういうのは、ここで検討することではないかもわからないんですが、簡単に充実っていうのがいかないような気はする。不安があるんですけども。

【議長】

はい、どうぞ。

【事務局】

はい、ありがとうございます。もう、今もおっしゃっていただいたとおりでして、ほっとバス錦の方も今非常に利用者の方落ち込んでる状況にあります。で、名張市の都市計画、この立地適正化計画のコンパクトにしていくというのがこの計画になるんですけども、このネットワークでつなぐっていうのも、要というか、もう1つの肝の部分だというふうに考えておまして、で、この立地適正化計画とは別ですね、ちょっと委員にもお世話になってるんですけど、昨年度末、この3月に名張市の地域公共交通計画というのが策定いたしました。で、その中でですね、今後、ほっとバス錦、これネットワークっていうのは必ずコミュニティバスでなくてもいいもので、今後このバスに乗る

乗客の方がこれ以上増える見込みがないとなってくれば、デマンド運行っていいましてですね、例えばちょっと大きめの車でタクシーのように動くようなやり方とか。

【委員】

赤目の安心ネットワークみたいなパターンですね。

【事務局】

そうですね。そういうものもございますし、地域の方が、運輸支局に登録して、その方がこう運転してですね、地域の方を送れる方が実費をいただいて送るっていうようなシステムもございますので、そういうことも含めまして、まあ充実という意味で協議をさせていただいてますので、その辺りはもう1個の地域公共交通計画の方と両輪で進めていきたいというふうに考えております。

【議長】

はい、ありがとうございます。いつも立地適正化計画策定させていただく時に、まあ他地域でも誤解があるのは、コンパクトばかりに光が当たっちゃうんですね。そうじゃなくて、施設を一定しっかりとそれぞれの地区に作っておいて、そこにネットワークでつなげることによって、どこに住んでいても施設が使えるようにしていこうというのが本来の立地適正化計画ですね。だから例えばそのほっとバス錦であったとしても、その交通の便が良くなってくると、今までもうその出ざるをえなかった方が居住として残ってくださる可能性も高めていくっていうのが本来の目的でございますので、そこはおっしゃるようにやはり公共交通の充実がないと実現できませんので、そこはしっかりと2つの計画、両輪で進めていければなというふうに思っております。はい。他にいかがでしょうか。では、まあここをかなり検討ということが多いので、検討だけではなくて、こういうメリットのある事業は進めていただければという期待をしながら、このままでということでもよろしいでしょうかね。はい。それじゃ、これも今ご提案のとおり案にもっていきたいと思います。それでは4番目、最後になりますけど、防災指針の検討、これも前回の続きということになります。これもご説明いただければと思います。

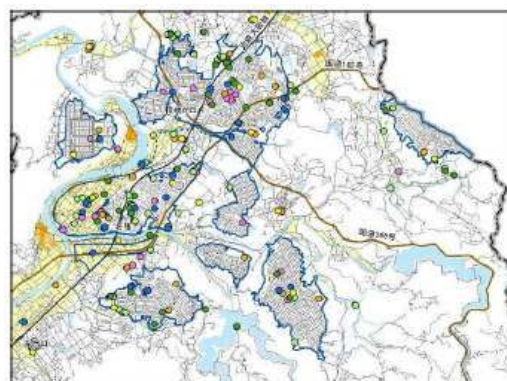
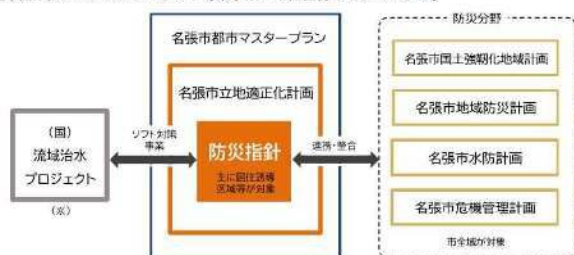
【事務局】

それでは資料4の82ページをご覧ください。前回の会議で、市の全体的な防災の内容ではなくて、もう少し居住誘導区域に焦点を当てたほうがいいというご指摘をいただきましたので、そのように修正してまいりました。修正した箇所だけご説明させていただきたいと思っておりますが、はじめのページだけちょっと読ませていただければと思います。防災指針とは、頻発、激甚化する自然災害に対応するため、令和2年6月の都市再生特別措置法の改正により定められた、居住誘導区域にあつては住宅の、都市機能

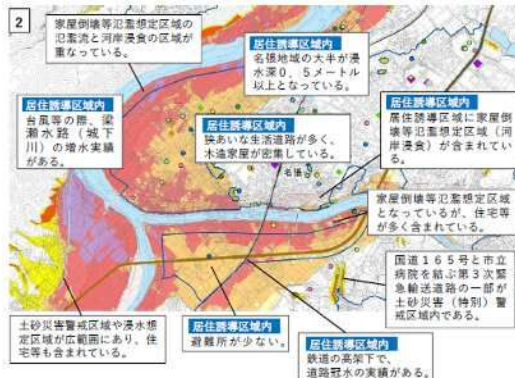
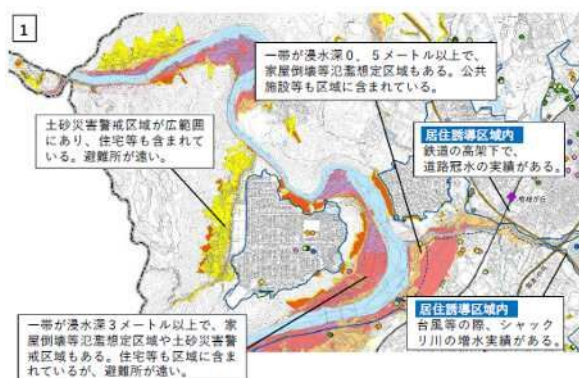
誘導区域にあっては誘導施設の立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針のことで、本計画では、誘導区域を設定して居住や都市機能の誘導を進めていこうとしています。誘導を図るためには都市防災の視点を併せ持ち、コンパクトで安全なまちづくりを推進していく必要があります。そのため、居住誘導区域等から災害リスクの高い地域を原則除外するとともに、当該区域に残存する災害リスクに対しては防災指針を定め、計画的かつ着実に必要な防災減災対策に取り組むこととします。今後も激化が見込まれる水災害を中心に、主に居住誘導区域内及びその周辺区域の災害リスク分析を通じて課題を整理し、リスクを回避・低減するための取組方針や防災まちづくりの目標、取り組んでいくべき必要な防災・減災対策を示します。位置付けでございますが、本防災指針は市の各防災関連計画との連携・整合を図ります。また、国が進めている流域治水プロジェクトのソフト対策事業にも位置付けられております。

〔防災関連計画等との位置づけ〕

本防災指針は、市の各防災関連計画との連携・整合を図ります。また、国が進めている流域治水プロジェクトのソフト対策事業にも位置付けられています。



修正した箇所ですけれども、位置付けの図に小さい字なんですけれども、防災指針のところに、主に居住誘導区域等が対象、そして右側の防災分野、いろんな計画の下に市全域が対象というふうに記載させていただきました。次のリスク分析の84ページ以降ですけれども、全ての図に居住誘導区域を示しました。前回、居住誘導区域を記載しておりませんでしたので、このように青色のラインで記載させていただきました。それがずっと続きまして、95ページをご覧いただきたいと思います。



内水のことについて記載するようご意見いただいておりますので、簡単ではございますけれども、まず1番の右下のところ、台風等の際、シャックリ川の増水実績がある。そして、2番の方は左側の上から2番目です。台風等の際、梁瀬水路、城下川の増水実績があるというような記載をいたしました。続きまして、97ページご覧いただきたいと思うんですが、具体的な取り組みです。

防災まちづくりに向けた取組方針

生命及び身体の保護を最優先に考え、ソフト対策とハード対策を組み合わせた 防災・減災体制の充実を図ります。

■ 具体的な取組

○防災知識の普及啓発

市ではハザードマップにより災害リスクの高いエリアや避難場所等の防災情報の事前周知を図るため、既に各地域別の『名張市洪水・土砂災害ハザードマップ』や『名張市ため池ハザードマップ』を作成し、各戸配布やホームページへの掲載を行っています。居住誘導区域では一部、家屋倒壊等危険想定区域を含んでいますが、当該区域は想定最大規模であるため、各種のハード対策では対応できないため、避難の呼びかけや知識の普及などのソフト対策が重要です。当該区域は木津川上流河川事務所のホームページで公表されていますが、各戸に配布している市の災害ハザードマップには掲載されていないため、本防災指針でもエリアを示す等、普及啓発に努めます。

〔実施主体〕市

○地域の実情に即した防災教育

居住誘導区域の中には災害ハザードエリア付近にある学校等（学校、保育所、幼稚園、放課後児童クラブのこと。以下同じ。）もあります。市では、災害発生時における市や地域、関係機関の連携に基づく応急対策の推進と、市民の防災意識の高揚や防災活動の習熟を図るため総合防災訓練を実施しているほか、学校等においても避難訓練を実施し、災害予防や避難方法等の防災知識について、地域の実状に即した防災教育を継続して行います。

〔実施主体〕市

居住誘導区域内及びその周辺で災害ハザードエリア付近にある学校等の例

名張西保育所



箕曲小学校



○避難確保計画の作成・検証

大規模自然災害発生時に建物の浸水の恐れや土砂災害に見舞われる恐れのある学校等や福祉施設では避難確保計画を策定しています。今後も避難訓練を通して計画の検証を行い、必要に応じて修正を行います。

居住誘導区域内及びその周辺で作成している学校等の例：

名張中学校、名張小学校、昭と保育園、ひまわり児童ファーム・名張ファームなど

〔実施主体〕市、学校等、福祉施設

○地区防災計画作成の促進

地区防災計画とは、地区居住者等が自発的に作成するもので、居住者や事業者が共同して行う防災訓練や災害が発生した場合の相互の支援などに関する防災計画のことです。特に危険な災害ハザードはできる限り除いて居住誘導区域を設定しましたが、名張地域の川沿い等はリスクが残存しており、そのような地区の計画作成について啓発や支援等を行い、作成の促進及び地域の防災力向上を図ります。

〔実施主体〕市、地域

○事業所等との災害応援協定締結

事業所及び自治体間の相互応援により、災害発生時に円滑な応急・復旧対策を実施するべく、備蓄品、人材、役務等の支援を受ける災害応援協定等を締結しています。今後も新たな事業所等との締結や、関係機関との連携強化を継続して行っています。

居住誘導区域内で締結している事業所等の例：

一般社団法人名賀医師会（災害時の医療救護活動に関する協定）、イオンリテール株式会社東海・長野カンパニー（災害発生時における物資供給及び防災活動への協力に関する協定）など

〔実施主体〕市、事業者

○洪水や土砂災害の影響がある避難所の検証

居住誘導区域内で避難所が少ないエリアがあります。また、市域全体を見ても、災害リスクが高い地域から遠方に立地していたり、ハザードエリア内に立地する避難所が見受けられることから、洪水や土砂災害の影響がある箇所や収容数が不足する地域等については、状況を精査し対応を検討します。

〔実施主体〕市

こちらも前回はまだ全体的な内容としてしまっていましたので、居住誘導区域に焦点を当てた内容にしてまいりました。1つ目の防災意識の普及啓発があって、啓発については先ほど読ませていただきましたので省略させていただきます。2つ目の地域の実情に即した防災教育では、居住誘導区域内及びその周辺で災害ハザードエリア付近にある学校等の例ということで名張西保育所と箕曲小学校を載せました。次のページでございますが、98ページです。避難確保計画の作成・検証におきましても、居住誘導区域内及びその周辺で作成している学校等の例ということで、名張中学校や小学校、保育園、障害者施設などを記載いたしました。地区防災計画作成の促進では、文章の中に盛り込みました。地区防災計画とは、地区居住者等が自発的に作成するもので、居住者や事業者が共同して行う防災訓練や災害が発生した場合の相互の支援などに関する防災計画のことです。特に危険な災害ハザードはできる限り除いて居住誘導区域を設定しましたが、名張地域の川沿い等はリスクが残存しており、そのような地区の計画作成について、啓発や支援等を行い、作成の促進及び地域の防災力向上を図ります。次が事業所等との災

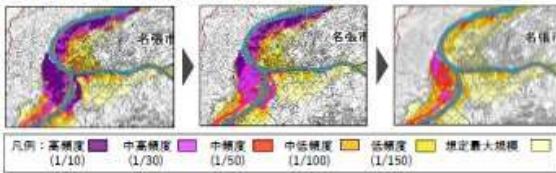
害応援協定締結ですけれども、こちらは居住誘導区域内で締結している事業所等の例ということで、一般社団法人名賀医師会さんやイオンリテール株式会社さんなどについて記載いたしました。

○名張川河川改修

川を活かした地域づくりの核となる名張川引堤及び河道掘削を推進し、木津川上流域ダム群による洪水調節と河道流量との役割分担を見直すことにより、大規模洪水時の流域の安全度を向上させます。（引用：国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所『名張かわまちづくり一体型浸水対策事業（Ⅰ期）』）

〔実施主体〕国

【参考】名張川河川改修の整備効果（浸水深50cm以上）



出典：国土交通省近畿地方整備局木津川上流河川事務所刊「スクマップ」より一部加工

○木造家屋の無料耐震診断

居住誘導区域内には多くの木造家屋があります。昭和56年以前に建築された木造住宅の無料耐震診断事業のほか、耐震補強設計及び耐震補強工事への費用補助も実施しています。所有者の大半が高齢者であることや費用面により耐震化率が低迷している状況にあります。制度の詳細や耐震診断等の重要性について啓発等を引き続き実施し、更なる木造住宅の耐震化促進に努めます。

〔実施主体〕市

○大規模盛土造成地の調査・防災対策

居住誘導区域内にも多くの大規模盛土造成地があります。大地震時における大規模盛土造成地の活動・崩落による宅地地盤の被害を防止するため、宅地耐震化推進事業による調査を継続し、必要に応じて対策工事を実施します。

〔実施主体〕市

○緊急輸送道路沿道建築物等の安全性確保

第1次緊急輸送道路沿道建築物等が、災害時に倒壊等により道路通行の妨げにならないよう、建築物等の安全性を確保するため、耐震診断等に対する啓発等を実施しています。義務化対象外となるブロック塀については建築基準法に基づく指導等による安全確保を図ります。

〔実施主体〕市



○狭あい道路整備等の促進

建築基準法第42条第2項に規定される道路等の狭あい道路を解消し、災害緊急時の避難安全な住宅市街地の形成を図るため、狭あい道路の調査・測量及び指定道路台帳の整備を進めています。用地買収や舗装等の拡張事業であるハード整備についても検討を進めます。

〔実施主体〕市



あとは、ページめくっていただいて100ページご覧いただけますでしょうか。緊急輸送道路沿道建築物等の安全性確保。居住誘導区域の図に緊急輸送道路を記載いたしました。そして、あと、狭あい道路の整備の促進ですけれども、狭あい道路の図を載せたほうがいいのかというご意見をいただきましたので、全部はちょっと細か過ぎましたので、ちょっと例ということでこの名張駅付近を一部載せさせていただきます。修正した点は以上でございます。議長よろしく願いいたします。

【議長】

はい、ありがとうございます。いかがでしょう。何かご質問ございましたらよろしく願いいたします。非常にコンパクトになりましたし、方向性としてはもう明確になってるんじゃないかなと思います。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【委員】

よくいろいろ入れてくれましたし、ありがとうございます。ただ、この城下川の増水

実績あるのは、これは前回にも言わせてもらったけど、北出村の水利組合さんが、宇流富志禰神社の下の水門をですね、開けたり閉めたりするのだけちょっとご理解してください。防災関係の話です。あれが閉めるから名張の旧町に増水が起こらないと。あれをそのままほっといたら全部増水になりますから、浸水しますから、そのこのとこだけご理解をしてください。お願いします。

【議長】

まあ、特に新しくお住まいになった方はそういうこうね、地域の方のご努力なかなか見えてこないと思いますので、まあそこは、なかなかそういう意志的な事があるのかなと私も思っています。はい、ほか、いかがでしょうか。では、十分ご検討いただきましたので、これでもっていければと思います。ありがとうございます。はい。それでは全体を見通しましたけれども何か追加でご質問、ご意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。まあここが最終ではございません。これ審議会の計画で、我々が案を検討するということでございますので、これがまた案となって、審議会で最終議論をさせていただく感じになります。まあ、もう少し文言修正はご指摘いただきましたけれども、概ねその方向性でということではほぼ確認できましたので、案について、審議会にもっていくまでのプロセスはもう事務局の方にお任せするということでよろしいでしょうか。

【委員の皆様】

はい。

【議長】

はい、ありがとうございます。それではこれで議事の方は終了をさせていただきます。どうもありがとうございました。それでは進行をお返ししますのでお願いします。